

令和5年10月4日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時 令和5年10月4日(水)

午前9時58分開会

午後4時10分延会

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、川原慎一副委員長、高崎良二委員、
竹之内和満委員、大野雅子委員、渡辺久治委員、
川畑二美委員、白石純一委員、竹原信一委員、
大田基次委員、牟田学委員、木下孝行委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主任 松林俊介

6 説明員

財政課

課長 猿楽浩士君

課長補佐兼財政係長 尾上謙一郎君

管財係長兼財産活用推進係長 四郎園佳那君

介護長寿課

課長 山元正彦君

課長補佐兼地域包括支援係長 尾上覚史君

高齢者支援係長 宇都貴子君

農政課

課長 大野裕人君

課長補佐兼農政管理係長 川原陽介君

水産林務課

課長 園田豊君

課長補佐兼水産係長 早水英行君

林務係長 所崎慎也君

商工観光課

課長 宮下雅行君

課長補佐兼観光推進係長 船蔵真一君

商工振興係長 大川内広樹君

ふるさと納税推進係長 早水健児君

都市建設課

課長 池田英人君

課長補佐兼管理係長 松下直樹君

課長補佐兼建設係長 小筋隆次郎君

課	長	補	佐	兼	建	築	係	長	尾	上	国	男	君
課	長	補	佐	兼	維	持	係	長	花	田	伸	行	君
都		市	計		画		係	長	宮	路	隆	博	君
住		宅	対		策		係	長	脇	園		涉	君
水道課													
課								長	垂		義	継	君
課	長	補	佐	兼	工	務	係	長	高	口	輝	幸	君
管			理		係			長	中	野	美	紀	君

7 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- (3) 認定第3号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）
- (4) 認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- (5) 認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）
- (6) 認定第6号 令和4年度阿久根市水道事業会計の決算認定について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

昨日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

本日の審査も配付した日程の順に進めていきます。

ここで皆様にお知らせいたします。

本日の審査の終わりに、全ての課の審査が終わらない場合であっても、それまで行った事項について現地調査の御要望を伺います。

また、総括した質疑の通告も伺いますので、あらかじめ御承知おきください。

昨日の審査において、委員からの質疑に対し、後で答弁するとされた事項について、介護長寿課長、農政課長からそれぞれ発言の申出がありますので、この際、許可します。

介護長寿課は入室してください。

〔介護長寿課入室〕

○ 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

認定第1号を議題とし、介護長寿課所管の事項について、審査に入ります。

介護長寿課長の発言を許します。

山元介護長寿課長

認定第1号中、主要事業成果説明書55ページの老人保護措置事業に関しまして、初めに、竹原委員からの生活保護を受けている方は何名かのお尋ねに関連いたしまして、生活保護者からの徴収額はゼロ円であると御説明申し上げましたが、正しくは、生活保護者かどうかにかかわらず収入に応じた徴収基準額を設けているところがございます。訂正しておわび申し上げます。

次に、生活保護を受けている人数ですが、生活保護を受給されている方が養護老人ホーム等に措置入所される際は、本人の対象収入に応じた徴収基準額で負担していただくこととなり、措置費の中で、食費、居住費等が賄われ、生活保護による扶助はなくなりますことから、措置入所者の中で生活保護を受けている方はおりません。

濱田洋一委員長

竹原委員、よろしいでしょうか。

竹原信一委員

そうすると、生活保護であろうが年金生活者であろうが、その状況によって老人ホームに入れないというようなことは起こっていない、起こしていないということですね。分かりました。

濱田洋一委員長

よろしかったでしょうか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

認定第1号中、介護長寿課所管の事項の審査を一時中止します。

介護長寿課は退室をお願いします。

〔介護長寿課退室〕

農政課は入室してください。

〔農政課入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、農政課所管の事項について、審査に入ります。

農政課長の発言を許します。

大野農政課長

昨日、竹原委員から御質疑いただきました、主要事業の成果説明書の81ページに記載の活動火山周辺地域防災営農対策事業の財源内訳に関する件と、大田委員から御質疑いただきました、主要事業の成果説明書80ページに記載の耕作放棄地解消対策事業の下限面積について御説明いたします。

初めに、竹原委員から御質疑いただきました、主要事業の成果説明書の81ページに記載の活動火山周辺地域防災営農対策事業の財源内訳につきましては、令和4年度から国の財源が一部活用されておりますが、交付金の手続としましては、県補助金として一括して県から交付されるため、財源内訳の記載につきましては、一括した金額であります895万1000円を県の欄に記載すべきでありました。

次に、大田委員から御質疑いただきました、主要事業の成果説明書の80ページに記載の耕作放棄地解消対策事業の下限面積の件につきましては、昨日の答弁において、下限面積は10アールと説明したところですが、正しくは、下限面積は設けていないところでありますので、この2件について、訂正しておわび申し上げます。

濱田洋一委員長

竹原委員、大田委員よろしかったでしょうか。

〔竹原信一委員「はい」と呼ぶ〕

大田委員もよろしいですか。

〔大田基次委員「分かりました」と呼ぶ〕

認定第1号中、農政課所管の事項の審査を一時中止します。

それでは、日程表に従い進めてまいります。

〔水産林務課入室〕

濱田洋一委員長

次に、認定第1号中、水産林務課所管の事項について、審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

園田水産林務課長

説明に入ります前に、配付資料の中に記載誤りがございましたので、申し訳ございませんが、修正をお願いしたいと思います。

主要事業成果説明書の108ページをお願いいたします。

108ページの中段にございます、事業実施状況の中の3、竹材搬出量及びその下の過去実績の3年間分の搬出量がございますが、単位をキログラムで表示してございますが、正しくはトンになります。訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、認定第1号中、水産林務課所管分の事項について御説明いたします。

初めに、令和4年度に実施した事業のうち主要事業の成果説明書の中から主なものを説明いたします。

成果説明書の107ページをお開きください。

まず、有害鳥獣捕獲事業につきましては、有害鳥獣による農林産物への被害防止のため、

例年捕獲による対策を図っており、捕獲従事者の捕獲実績に応じて謝金を支払ったものです。ただし、農政課で取り扱う鳥獣被害対策実践事業とは、捕獲に係る取扱い期間が異なるため、捕獲数の実績に違いがあるところです。また、令和4年度の捕獲数については、いずれの種類についても前年度を大きく上回っており、捕獲従事者にも大変御苦労いただきました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の11ページに記載されており、令和4年度の捕獲目標1,100トンに対し、実績は1.99倍となったことから、事業評価がAとなっております。

次に、110ページの森林環境譲与税事業の活用による森林環境整備につきましては、現在、手入れが行き届いていない森林が増えていることから、間伐や植林等による森林整備、林業に従事する担い手の確保、木材利用促進や普及啓発、これらを促進することにより、森林が有する公益的機能を発揮しようとするものです。令和4年度は、前年度に引き続き、森林の整備に係る所有者の意向調査を実施したほか、森林経営管理権を設定するための集積計画を策定、松くい虫対策のための薬剤注入による防除作業、林道改良工事などの事業を実施したところです。また、執行残については、後年の森林整備等のため、森林環境譲与税基金に積み立てております。

次に、114ページの漁業用燃油価格高騰対策支援事業につきましては、燃油価格の高騰により、漁業者の厳しい経営状況が継続していたため、令和4年4月から令和5年2月までの期間、漁業活動に使用した燃油1リットルにつき30円の補助をし、漁業経営の安定を図ったものです。この事業により、169名の漁業者へ支援ができたところですが、現在も高止まりの状況が続いており、1日も早い価格安定が望まれるところです。

次に、115ページの漁業用機器等修理費補助事業につきましては、漁業の操業に使用する漁船用のエンジンや機器類の修理に係る補助事業になりますが、この費用が漁業者の経営面で大きな負担となっており、経営の継続にも大きく影響しているところです。そのため、これらの要因により、漁業者が減少したり、それに伴う水揚げが減少するなど水産業への衰退にも直結するところであり、これらの支援策として、修理に係る経費を補助率2分の1以内で補助したものです。

次に、116ページの種子島周辺漁業対策事業につきましては、種子島周辺を漁場として操業していた北さつま漁業所属の漁業者が、ロケット打ち上げによる影響を受け、操業制限や漁場の転換をせざるを得ない状況になったことから、その影響を緩和するための措置として、北さつま漁協が実施する共同利用施設等の整備に係る事業費の一部をJAXA、県、市により補助するものです。今回の事業は、令和3年度から4年度にかけて、北さつま漁協が整備した製氷工場新設に対する補助事業であり、令和4年度末に無事に完成したところです。

次に、117ページの水産物流通対策事業につきましては、漁獲した魚介類の鮮度を維持するため、氷代の一部を助成する事業になります。この事業については、阿久根漁港へ水揚げする大型外来船への補助と地元業者に対する補助の二つの事業となっております。令和4年度の阿久根漁港の水揚げ量1万2027トンのうち大型外来船による水揚げの実績は4803.4トン、金額で5億3200万円余りとなっており、全体水揚量の39.9%を占めております。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況等の11ページに記載されており、令和4年度の水揚げ量は、目標値1万5458トンに満たなかったことから、事業評価はDとなっております。

次に、121ページの漁業後継者就業支援交付金につきましては、将来の漁業担い手の確保・育成のため、新規就業者の就業初期段階を支援するための事業であり、令和4年度は1名から申請があり、この事業により支援したところです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の11ページに記載されており、事業評価はDとなっております。漁業経営につきましては、自然や天候に大きく左右され、市場価格にも影響されることから、厳しい担い手確保の状況が続いております。引き続き、北さつま漁協を初めとする関係機関と連携しながら、新規就業者の確保に取り組む必要があるところです。

次に、122ページの補助林業施設災害復旧事業につきましては、林道紫尾線及び仁床線の災害復旧事業であり、令和3年度からの繰越事業となっております。なお、令和4年7月に完了し、利用者の安全確保を図ることができました。

以上で、主要事業の主なものにつきましては終了し、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものを説明いたします。

それでは、歳出から説明いたします。

決算に関する説明書は57ページから、事項別明細書は36ページ下からになります。

まず、林業費について説明いたします。

6款2項1目林業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの林務係職員2名分の人件費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金につきましては、各協議会等3件の負担金になります。

次に、2目林業振興費につきましては、1節報酬から4節共済費までが会計年度任用職員2名分の人件費であり、7節報償費は、有害鳥獣捕獲事業に係る捕獲謝金となっております。なお、先ほども申し上げましたが、有害鳥獣の捕獲数については、令和3年度は前年度を下回ったものの、令和4年度はいずれの鳥獣も前年度を上回っており、毎年、捕獲従事者に御尽力いただいておりますが、対策の苦労が絶えないところです。

12節委託料は、林道や市有林の伐開業務ほか7件、17節工事請負費は、林道改良工事ほか2件、18節負担金、補助及び交付金は、紫尾幹線林道維持管理協議会ほか2件の負担金と作業道急坂局部舗装事業ほか6件の事業であり、24節積立金は、森林環境譲与税基金への積立てになります。

次に、3目市有林造成費につきましては、10節需用費の阿久根大島松くい虫防除に係る薬剤購入のほか、11節役務費の森林保険料、12節委託料は、脇本海岸に隣接する駐輪の松くい虫防除に係る委託料が主なものです。

次に、水産業費について説明いたします。

3項1目水産業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの課長ほか水産係職員4名の人件費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、各協議会等6件の負担金になります。

次に、2目水産業振興費につきましては、水産業の振興に係る18節負担金、補助及び交付金が主なものであり、産業祭を含む各協議会等3件の負担金と、水産物流通対策事業ほか10件の補助金が主なものです。令和4年度は、水産林務課が産業祭の事務局でしたが、新型コロナの影響が大分落ちつき、感染対策はしながらも通常開催できました。来場者の送料補助等の効果もあり、市内の産業振興が図られたところです。

次に、3目漁港管理費につきましては、市内にある漁港の維持管理に係る経費であり、10節需用費や12節委託料が主なものになります。

次に、4目漁港建設費につきましては、県が行う漁港整備事業に係る3件の負担金であり、18節負担金、補助及び交付金により執行したものです。

次に、5目栽培漁業センター費につきましては、1節報酬から4節共済費までの会計年度任用職員1名分の人件費が主なものになります。なお、9月8日の全員協議会にて市長から説明がありましたように、栽培漁業センターにつきましては、令和4年6月末をもって事業を終了しており、施設譲渡に係る事務手続を進めております。

次に、災害復旧費について説明いたします。

決算に関する説明書は81ページ、事項別明細書は54ページをお開きください。

11款災害復旧費4項3目単独林業施設災害復旧費につきましては、梅雨前線豪雨や台風等により被災した林道の土砂や風倒木の除去を、重機借り上げにより行ったものです。

次に、4目補助林業施設災害復旧費につきましては、主要事業の成果説明書で説明いたしました令和3年度からの繰越事業であり、令和4年4月に完成しております。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について説明いたします。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。

2款地方譲与税4項1目森林環境譲与税につきましては、所有者が個別にいる私有林になりますが、この人工林面積、林業就業者数などにより算定され交付されたものであり、歳出の森林環境譲与税事業等の財源となっております。

次に、決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項4目農林水産業使用料2節林業使用料は、鶴川内地区集会施設ほか1件の使用料と市有林ほか1件の占用料であり、3節水産業使用料は、第1種漁港ほか1件の占用料になります。

次に、決算に関する説明書は12ページ、事項別明細書は5ページになります。

2項4目農林水産業手数料2節林業手数料は、森林簿等の交付手数料であり、3節水産業手数料は、船員手帳の交付手数料です。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は8ページをお開きください。

1款県支出金2項5目農林水産業費県補助金2節林業費補助金は、鹿児島県特用林産物総合対策事業に係る県補助金であり、3節水産業費補助金は、種子島周辺漁業対策事業に係る補助金と藻場・干潟等保全活動に係る交付金となっております。

次に、決算に関する説明書は19ページに移ります。

1目災害復旧費県補助金6節林業施設災害復旧費補助金は、主要事業の成果説明及び歳出で説明いたしました令和3年度からの明許繰越扱いで施行した林道紫尾線及び林道仁床線の災害復旧工事に係る補助金になります。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページをお開きください。

3項委託金5目農林水産業費委託金2節林業費委託金は、松くい虫特別防除事業の委託に係る事務費と市町村権限移譲事務に係る交付金等であり、3節水産業費委託金は、漁港使用料の徴収と漁港の港湾調査の委託に係る事務費になります。

次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は10ページをお開きください。

16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち水産林務課所管分は、水産振興基金、阿久根大島名勝松造成基金、森林環境譲与税基金に係る利子になります。

次に、2項1目不動産売払収入2節立木売払収入は、阿久根市有林の間伐により発生した木材の売払収入であり、3目生産物売払収入のうち水産林務課所管分は、栽培漁業セン

ターで生産したアカウニとアワビの種苗を販売したものです。

次に、決算に関する説明書は28ページ、事項別明細書は12ページをお開きください。

20款諸収入5項4目雑入のうち水産林務課所管分は、原子力立地給付金ほか2件になります。

次に、決算に関する説明書は30ページから31ページ、事項別明細書は13ページをお開きください。

21款市債1項5目農林水産業債2節林業債は、林業施設整備事業と有害鳥獣捕獲事業に係る市債。3節水産業債は、水産業活性化事業、漁港整備事業、種子島周辺漁業対策事業に係る市債。10目災害復旧債の6節林業施設災害復旧債は、林道の災害復旧事業に係る市債となっております。

以上で、水産林務課所管分の説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業成果説明書の121ページ、新たに漁業を始める方の支援ですけれども、令和4年度については交付対象者1名ということですが、この方はいわゆる後継者の方でしょうか。

園田水産林務課長

はい、委員のおっしゃるとおりになります。

白石純一委員

何歳ぐらいの方でしょうか。

園田水産林務課長

すいません。はっきりした年齢はちょっと、ここに資料がありませんので分かりませんが、30前の方でありました。

白石純一委員

この資料によると、令和3年度は実績なし、2年度、元年度がそれぞれ2人ずつ。こちらについても私の記憶では後継者の方ではなかったかと思うんですけれども、なかなか後継者の方でないといけないというのはよく分かるんですが、全くその後継者でないという方でこの対象になった方というのは、ここ数年でおられるのでしょうか。

園田水産林務課長

現在のところ、後継者の方が全員になります。

白石純一委員

私の知人で、江口浜漁協に所属する方で、東京のサラリーマンから脱サラして、鹿児島には何の縁もない方で、漁業をはじめられた方で、かなり全国の報道番組等でも紹介されておられる方がおられます。これまでその辺りではやっていなかった月日貝の養殖等も始められるなど、よそから来られた、今まで漁師の家の出身ではないからこそ新たな目で漁業をとらえて成功されているというふうに私は理解しています。

ちなみにこの方は、長島で中古の漁船を買って、阿久根の倉津の造船場で船を修理して、今、江口浜でやられています。彼などは、江口浜に特につてがあって、最初から大きくなって行かれたわけではなかったもので、例えば、もし阿久根でもそういう受け入れる制度、強い姿勢があれば、そういう方も来ていただける可能性がゼロではないと思うんで

すが、そのような取組はこれまでされてきたのか、そして今後、取り組まれるお考えないか教えてください。

園田水産林務課長

これまでの新規就業者の確保、これにつきましては、現在、ここにお示ししてあります漁業後継者就業支援交付金ということでございます。

なかなか後継者以外の新たな就業者というのが見られない。こちらについては、何かしらの対策をとりながら、今後また取組を考えていきたいと思えます。

白石純一委員

皆さんもう御存じのとおり、農業とか、かんきつに関しては、Iターンで後継者でない方も数人おられて、それなりに成功されている方もおられるというふうに私は理解してまます。

漁業も、なかなか農業に比べると、確かに後継者でないと難しい部分もありますけれども、可能性はゼロではないと思えますので、ぜひその辺りを積極的に考えてほしいと思えます。本当に都会では、地方に行って漁業をしたいという方もかなりいらっしゃると思えますのでよろしくお願ひします。

園田水産林務課長

委員のおっしゃるとおり、全国にはいろんなそういう漁業に興味のある方もいらっしゃると思えますので、現在進めております「たからのまち」マネージャー事業、こちらのマネージャーにもいろいろ意見を伺いながら、今後そのような展開も考えていきたいと思えます。

白石純一委員

よろしくお願ひします。

118ページのアワビ、アカウニ等の稚貝の養殖、栽培漁業センターの取組が終わったということで、その現状と課題にございますが、種苗の供給ができなくなったことから、漁業者のニーズ把握に努めながら、種苗放流事業の在り方について検討していく必要があると思えます。

これ、私は、特にアカウニが栽培されなくなったということが非常に残念であります。というのが、これも私の知り合いで、もう日本中のウニを食べつくして、世界のウニも食べ尽くした方、もちろん北海道のウニもたくさん食べられた方が、日本で一番うまいウニは阿久根のアカウニだとおっしゃってました。そしてアカウニが、今なかなか、普通に獲ることも少なくなっているようすけれども、阿久根のそれこそ宝、ウニの中でも王様、宝と私は思ってますけれども、そうしたアカウニが栽培できなくなったことについて今後どのように対策されていくか教えてください。

園田水産林務課長

ただいま御質疑がありましたように、栽培漁業センターの一定の取組は終了したところでございます。今後、栽培漁業センターについては、いろいろノウハウのある民間業者、種苗生産を基本とした、そういう事業所に譲渡していくような公募の取組の事務を進めている段階でございます。

ウニの取扱いにつきましては、いろんな、県の種苗センターとかございますので、そういうところにも相談しながら、漁業者のそれこそニーズ、あるいは要望に応じて対策を図ってまいりたいと思っております。

白石純一委員

私は、漁業者のニーズというより消費者のニーズ、確実に高額で売れるムラサキウニの数倍の価格で売れるウニでございますので、これ市場のニーズをまず見ること、それに応じて漁業者の方と、市場のニーズはこれからも、特にインバウンドの方も来られる、高いよねと、では一緒に漁業者の方と、何とかアカウニを守っていこうというような姿勢が必要だと思います。恐らくそれは分かってらっしゃると思いますので、その辺りの検討をお願いいたします。

そして最後に、この栽培漁業センターの公募はいつ頃から行われる予定ですか。

園田水産林務課長

冒頭の説明でも御説明いたしましたように、現在、手続等を進めている段階でございます。全員協議会の市長説明でもございました、国費が入っている状況もございまして、最終的に国の了解を得られた段階で公募をかけていきたいと。市の取組、事務手続等については、ある程度もうそれを待っているような状況でございます。ですので、今月10月をめぐりに公募をかけたいという計画を立てております。

白石純一委員

今回、アワビ、アカウニがなくなったということで、このアワビ、アカウニをはじめとする阿久根古来の魚種の種苗栽培に重きを置くのか、あるいは、全く新しい別の種類の、むしろ阿久根ではなかなかこれまでなかったような魚種の種苗栽培を行うのか、その辺りはどうなんでしょうか。

園田水産林務課長

今回、譲渡という形をとりますと、民間のそれぞれの経営理念あるいはこれまでのノウハウでその施設を活用いただくこととなります。そういうことで、魚種を我々が限定するというよりも、それぞれ応募がある事業者の提案を聞きながら、より有効なそういう事業を今後実施される、そういう事業者に譲渡いたしますので、その取扱いは、ここで我々が限定できないと考えております。

白石純一委員

阿久根の市民の税金で建てられた、もちろん補助金等入っていると思いますが、阿久根の市民の財産である栽培センターですので。しかも無償で譲渡する。やはり阿久根でなければならない意味というものを、やはりそこにはなければ、阿久根市がやる意味は、私はないと思いますので、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

園田水産林務課長

繰り返しになりますが、事業者のノウハウあるいは今後の経営というのは、もう市から離れるという部分がございますので、一定の市の産業振興には寄与する事業者をと考えております。選考委員会で、いろいろ選考委員も選定しながら、判断が出てくると考えますので、市の産業振興というのにはもちろん寄与いただけるような事業者を選定していきたいと考えております。

白石純一委員

民間の裁量に、全ての裁量が一番だというような印象を受けたんですけれども、阿久根市の財産を無償譲渡するわけですから、これは当然、阿久根市の産業振興が1番に来るべきだと思いますので、その辺りは十分考慮いただきたいと思います。

これは要望です。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書120ページ。ウニの数が、増やすように努力をされているのはよく分かるんですけども、今年などは身が少ないという話を、やせているというのを聞いたんですけど、その原因や対策などについて教えてください。

園田水産林務課長

やはり、その餌となる海藻類が大分減少している。そういうのが基本的には原因になるんじゃないかと。また、それに反比例しまして、温暖化等も含めて、卵の産卵あるいはそういうウニの数が増えているというところで、なかなか物理的にも身が入らないという現象はあると推測するところですよ。

竹原信一委員

今年の身が入ってないということは、来年のウニの数もすごく減るだろうというふうに予測できますよね。これどうしましょう。何か、よそでもそういうの対策があるんだったら、なければ仕方ないですけど、調べていただきたいなど。

園田水産林務課長

なかなか大きな課題でございますので、他の優良事例等も研究しながら、また、このウニにつきましては、駆除するばかりでなく、海藻の多いエリアに獲ったウニをまたそこに放流するというような取組もあわせて行っておりますので、そういう状況を見ながら、いいウニが取れるように対策を取っていきたいと考えます。

竹原信一委員

事項別明細書38ページ、4目のところに、ちょっと私が聞き逃したかもしれないと思ってるんですけど、漁港建設費の3,500万円。これどこでしたっけ。

濱田洋一委員長

もう一度言ってもらっていいですか、事項別明細書の。

竹原信一委員

38ページ4目のところ。これはどこの費用でしたっけ、漁港建設費。

園田水産林務課長

こちらにつきましては、阿久根新港で実施しました鹿児島県の事業になりますので、それに対する負担金を支払ったところですよ。

川原慎一委員

成果説明書の114ページ、漁業用燃料価格高騰対策の支援事業ですが、大変ありがたいことだと思っております。この前も、5年度についても補正を組んで、増やしていただいているんですけども、世の中の流れが見えてないんですけど、これって、こういった状況が続く限り、国からもお金が出ている事業でもございますけれども、阿久根市としてどういうふうに、こういった状況が続くようであれば、ずっと漁業者の方々を御支援いただけるのかなあと思うんですが、そこはどうお考えでしょうか。

園田水産林務課長

漁業者の経営、これは冒頭説明いたしました。なかなか厳しい。いろんな経費等も含んで、この燃油の費用もすごく負担になっている状況です。昨年あるいは今年度につきましては、国の交付金がございますので、その支援をしてまいります。来年以降またこのような状況が続くようであれば、まずは有利な財源がないか、国・県に確認しながら、それがあれば、それを活用していきたいと考えます。もしそういう交付金がない場合、市で財

源が確保できるか、これは市全体で協議しながら、また検討してまいりたいと考えます。

川原慎一委員

国も、こういったことですから、見捨てるようなことはないと思うので、続くと思うんですので、ぜひ、こういった状況が続くようであれば阿久根市もしっかりやっていただきたいと思います。

これは要望です。

次の115ページの漁業機器の修理等の補助事業ですが、現状と課題として、5年度までの3か年の事業としているためと。今年度も1,000万円の予算を組んでいらっしゃいますけれども、問題は6年度以降なんですけど、ここに関して多分、老朽化しているのは港に行くとも思うので、そういったものも古くなれば古くなるほどやっぱり故障箇所がどんどん車と一緒に出てくると思うんですけど、そういったことに対して6年度以降はどういう考えでいらっしゃいますでしょうか。

園田水産林務課長

漁業用機器等修理費補助事業につきましては、この事業を措置した当時、3年間限定ということで、この間である程度不具合のある機械等について修理してくださいと、漁協を通して、漁協の正組合員が対象になりますので、そういう状況あるいは情報をお伝えしております。一定の主要な修理は賄えたものではないかと考えたりもするところですが、また新たな修繕等も必要な漁船も出てくるかと推測します。こちらについては、今後予算要求の時期になってまいりますので、また、来年度新たな形で事業が検討できないか、課で協議し、また、財政課にもいろいろ協議して検討していきたいと考えます。

川原慎一委員

ありがとうございます。そういうお考えでいることで安心しましたので、ぜひ財政課とのやりとりもしっかりしていただきたいと思いますので、これも要望として締めたいと思います。ありがとうございます。

渡辺久治委員

主要事業書の107ページ、有害鳥獣捕獲事業の事業成果のところ、人身への被害防止につながったとあるんですけども、実際に人身への被害とかはありましたか。

園田水産林務課長

現在のところ、具体的な人身への被害というのは、報告はないところです。

渡辺久治委員

先日マスコミ見てたらですね、生ごみとか人間の出したその食物に対してすごくイノシシが反応して、1回味を覚えたら、なかなかもうそこから出ないというのが、大都会でも問題になったということを知ったんですけども、そういう生ごみに対するとかそういう被害とかいかがですか。

園田水産林務課長

直接的に生ごみが餌場となって鳥獣がその場で確認されたとかそういう状況は、具体的には聞いておりませんが、十分にそういう要因はあるかと考えます。通常のそういうごみの収集場所あるいは畑やそういうところでの残渣等々が鳥獣の餌場となるという事例は全国でもあるようです。

その対策については、農業者等にもいろいろお願いしながら対策しているところですが、今後につきましても、そういう啓発もしながら、対策していきたいと考えます。

渡辺久治委員

私はびっくりしたんだけど、大都会を悠々とイノシシが闊歩しているんですね。あれはやはり行ったら、味を覚えたらなかなか出ないそうです。ですから、市民環境課と連携して、その辺、そうならないようによろしくお願いします。

大田基次委員

渡辺委員と同じあれなんですけれども、最近、西目の各家庭の庭先にイノシシが出るようなんですよ。その辺は小・中学生の通学路でもあるんですね。だから大きな事故につながらないうちに何か対策を、教育委員会ともしながら検討していただければと思います。

要望です。

川畑二美委員

成果説明の118ページ、栽培漁業センターが閉鎖されるんですけど、このアワビ、アカウニとか、この辺は、県と連携して、県からそれを買って放流するという計画でしょうか。

園田水産林務課長

県で取り扱っているそういう魚種については県から入手したり、あるいは民間からも入手したりという状況でございます。

川畑二美委員

やはり皆さんですね、ぜひ、こういう放流をしてくださいという声がありますので、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

要望ですか。

川畑二美委員

要望です。

そしてもう一つ。成果説明の120ページ、磯焼け対策の件です。

結構、どちらの海岸も、前はひじきがあつたりとか、わかめが生えていたんですけど、もうほとんどどこも岩場にはないんですね。ですから、やはり阿久根市としてもこの辺を考えて、それによってウニとかそういうのも増えてきますので、そういう対策を考えていただきたいという私の要望です。よろしくお願いします。

濱田洋一委員長

要望ですね。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

説明書の事業目的の中にも、今言われたような記載がございますので、また確認をお願いします。

高崎良二委員

主要事業成果説明書の107ページ。先ほどあった話なんですけど、令和3年度にイノシシの捕獲頭数の実績が360頭、4年度になれば600頭とか増えているんですけど、この増えた要因ってというのは何かあるんですかね。

園田水産林務課長

なかなかこのはっきりした要因というのは、正直追及できないところですが、やはり最近では、農作物を侵入防止柵等で囲って守るという対策もどんどん推進されてきているところなんです。ですので、そういう対策を打つと、また別のところにそういう鳥獣が餌を求めて動いて回ると、行政枠を超えて、出水あるいは宮之城、紫尾山系から多くのそういう鳥

獣が来るというところがあると聞いております。

この北薩地区は、県内でも鳥獣の被害が多いということで、紫尾山系にかなり多くのそういう鳥獣がいるのかなという話も聞いておりますので、まずは発見した段階でできる対策をとっていきたいと考えます。

高崎良二委員

この駆除に関しては大変苦勞されていることは十分分かっているんですが、その中で、今後の現状と課題として、捕獲者の高齢化に伴う後継者不足というのがあるんですが、これに対しての何か対策とかそういうことは何か考えていらっしゃいますか。

園田水産林務課長

各種、一次産業等を含めて、この鳥獣のそういう捕獲する方々、これも高齢化あるいは担い手不足というのが実情であり、今後の課題となっているところです。こちらにつきましては、国の支援によりまして、わな等の免許を取得される際の2分の1補助等もございまして、まずはそういうのを紹介しながら、また、地域によっては、やはり農作物が被害の大半を占めると。そういう中では、農家の皆さん自らそれを対策をとるというのも重要というところでもございますので、農家の方自らそういう免許を取得されたり、捕獲あるいは侵入防止等々も含めて、またお願いをしていくことも必要かと考えます。

高崎良二委員

農家さんもこの対策に非常に苦勞されていると思いますので、ぜひ、いろんな手だてを作って駆除をしていただきたいと思います。

次に、主要事業説明書117ページの水産物流通対策事業という中で、水産業活性化事業（氷代補助）とあるんですが、この補助対象者となるのは、阿久根市内の漁協に登録されていた方だけでしょうかね。

園田水産林務課長

現在、対象としては、北さつま漁協に所属される組合員ということでありまして。やはり水産業を振興する一定の水揚げのある方に支援するのが本来必要かというところでそういう対象としております。

高崎良二委員

例えば、阿久根漁協に登録していない他の漁協の方が、阿久根の漁港に水揚げされるという方もいらっしゃいますよね。そういった方々に対しては、この補助というのは適用されないということですかね。

園田水産林務課長

個別に阿久根漁協に水揚げされる方には、現在その支援対象とはなっておりません。ただし大型外来船については、多くの水揚げをしていただくということで補助対象となっております。

高崎良二委員

やはり、阿久根の漁港に水揚げをしてもらうということは、非常に量が増えるということで大切なことだと思うんですが、そういった方々が、例えば、ある一定量の、年間実績でこのぐらいの水揚げ量があるっていう方が、多分分かると思うんですが、そういう方々に対してのそういった補助の対策というのは必要じゃないでしょうかね。じゃないと、そういうのもなければほかのところに水揚げするとか、そういったことにもつながりますので、ぜひ、そこら辺を検討していただきたいと思います。

濱田洋一委員長

要望でよろしいですか。

〔高崎良二委員「はい」と呼ぶ〕

大田基次委員

栽培漁業センターについてなんですが、これについては、建物は無償譲渡、土地は貸し付けるということでしたね。この土地の貸付代金というのはもう計算されてますか。

園田水産林務課長

行政財産の目的外使用ということで、これについては、面積に合わせてその評価価格の100分の4で徴収しようと考えております。

大田基次委員

税額どおりということですね。

それからあと1点。建物については、鹿児島県が登記簿上は所有者になっていると思いますけれども、その辺の打合せは済んでいますか。

園田水産林務課長

あの敷地内に鹿児島県が所有する施設がございます。そちらについては、県の所有、登記となるかと思えます。そのほかは阿久根市のそういう施設ということになります。

大田基次委員

登記簿上は、あの敷地内にある建物は鹿児島県が所有する一つだけなんですよ。阿久根市の名義の建物はないんです。そのはずですよ。調べてみてください。後でごちゃごちゃすればいけませんので、県との打合せが多分必要かなと思えます。

渡辺久治委員

主要成果説明書120ページ、磯焼け対策ですけれども、これは、僕はある程度言いたくなかったんですけれども、仕事柄。この磯焼け対策の根本的な原因は、下水道とか浄化槽とかいうのがすごく最近普及してきて、海岸にそういう不溶化した水が流れなくなったということが原因ではないかというようなことを漁業者から聞いたんですよ。その辺のところを課長はどのようにお考えですか。

園田水産林務課長

私もそのような話を聞いたことがございます。やはり、そういう陸からの排せつも含めたそういう海に流していたもの、それが一部はやはり栄養分となったのではないかというような推測というか、以前の状況から比較しての話だと思えますが、そういう話は聞き受けております。逆に浄化槽できれいになった水を流したり、そういうことで、海に栄養分が足りないんじゃないかということも聞いたりします。この因果関係が、私もまだ明確にどうであるということと言えませんが、そういうことも含めて、今後、研究というかはしていきたいと考えます。

高崎良二委員

決算に関する説明書の22ページの2項1目と言えればいいですかね。財産売却。

濱田洋一委員長

決算に関する説明書の22ページの2項の1目、不動産売却収入ですか。

高崎良二委員

はい。中の立木売却収入というのがありますが、これは伐採してからの売却になるんですかね。

園田水産林務課長

今おっしゃったとおりです。

高崎良二委員

これの伐採したときの総立米数というのが多分あると思うんですが、何立方ぐらいなんですかね。

所崎林務係長

こちらの立ち木の売払収入についてなんですけれども、もう少し細かく言いますと、実際に切った木を売って、さらにその事業者の経費、人件費等を引いた後に余剰分が出ましたら、市に入れていただくということになります。

その中でこの内訳としましては、3か所事業者がありまして、名前を言っていないんですか。

濱田洋一委員長

いや。

所崎林務係長

失礼しました。

量は、合計で81.18ヘクタール分となります。

高崎良二委員

ヘクタールって面積ですよ。

〔所崎林務係長「はい、面積です」と呼ぶ〕

立方数を聞いたんですけど、それはいいです。

それだけ伐採した後の再生林というところで聞きたいんですが、再生林についてどのようになっていますか。

所崎林務係長

造林ではなくて今回は間伐ということだけでの話になります。

高崎良二委員

間伐ということですね。

市有林がまだたくさんあると思うんですが、今後、例えば阿久根市の施設なんかにもそういった市有林の木材を利用するよう、自分のことを言っているんじゃないんですけど、利用して、できるだけ木材を使ってするというのを考えてもらいたいというのが一つと、今ですね、話がちょっとずれるかもしれませんが、間伐じゃなくて全伐、主伐というのがあって、それをしたときに、やはり再生林が1番問題になっていると思うので、再生林については、山が荒れないためにもやっぱりそういった方向で考えてもらいたい。切ったら植えるということを念頭にやっていてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

濱田洋一委員長

要望ということでよろしいですか。

〔高崎良二委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、認定第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔水産林務課退室〕

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時9分～午前11時20分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〔商工観光課入室〕

次に、認定第1号中、商工観光課所管の事項について、審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

宮下商工観光課長

認定第1号のうち、商工観光課所管の事項について説明いたします。

まず、正誤表を配付させていただいておりますが、決算に関する説明書に誤りがございましたので御説明いたします。

決算に関する説明書の62ページをお開きください。

第7款商工費1項3目観光費のうち委託料につきまして、委託料の内訳の上から8番目、大島渡船場管理業務と上から11番目、脇本大川島海水浴場管理業務の金額に誤りがございました。正しくは、大島渡船場管理業務が77万207円。脇本大川島海水浴場管理業務が1182万5968円でした。

訂正の上、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、主要事業の成果説明書の中から、令和4年度の事業について、主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の123ページとまちづくりビジョンの取組状況の12ページをお開きください。

まず、物産品販路拡大等支援事業であります。事業実施状況の欄の1番目、新商品開発支援事業は、継続的な製造と販路拡大等を目的とした新商品開発に取り組んだ事業者に対して、費用の一部を補助するものでございまして、本事業を通じ、水産物や農産物等を活用した加工品の開発がなされたところです。本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1の新商品開発事業者数ということで記載されておりますが、令和4年度の事業評価は、本事業による新商品開発事業者数を単年度目標で5事業者としていたところ7事業者の実績でございました。また、累計目標の15事業者に対し30事業者となったことから、令和4年度の事業評価はAとなっております。

主要事業の成果説明書の123ページにお戻りいただきます。

次に、本市と薩摩川内市、日置市の3市で構成する薩摩國広域輸出促進協議会におきましては、台湾でのフェアの開催等を行ったところでございます。市内の事業者に対しまして、さらに本事業を周知するなどしまして、新たな販路として海外市場への展開を支援していきたいと考えております。

125ページをお開きください。

次に、創業支援事業であります。市内で新たに創業する方に対し、会社または個人事業の設立、雇用促進、店舗の賃借料の経費の一部を補助したものであります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1の創業支援件数と

いうことで記載されておりますが、令和4年度の事業評価は、創業支援件数を単年度目標で3件としていたところ11件の実績でございました。また、累計目標の9件に対し19件となったことから、令和4年度の事業評価はAとなっております。

主要事業の成果説明書の127ページをお開きください。

次に、地元人材雇用支援奨励金であります。この事業は、市内企業への新規就労者と当該新規就労者を正規で雇用した地元企業に対しまして奨励金を交付するものでございます。令和4年度の実績は、新規就労者に対しては、16名に対して計160万円を、当該新規就労者を雇用した地元企業につきましては、7事業者に対し計16名分160万円を交付したところでございます。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1に記載されておりますが、令和4年度の事業評価は、地元人材雇用者数のUターン者につきましては目標の12人に対して15名、また、高校新卒者は目標の10人に対して10人の実績となったことから、令和4年度の事業評価はAとなったところであります。

主要事業の成果説明書の129ページをお開きください。

次に、地元企業就労者賃貸住宅家賃支援補助金であります。この事業は、市外から本市に転入し、地元で就労した方に対して、家賃の一部を補助するものでございます。令和4年度の実績は、補助金交付対象者数が14名。総補助額は172万1000円でありました。先ほど御説明いたしました地元人材雇用支援奨励金と併せて本事業を広く周知することにより、地元企業の人材確保等につなげていきたいと考えております。

130ページをお開きください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に大きな影響を受けた市内事業者や市民生活を支援するため、事業実施状況の欄に記載している4事業、プレミアム付商品券事業、特産品等流通促進支援事業、宿泊事業者事業継続支援給付金事業、酒類販売事業者等事業継続支援給付金事業を実施したところでございまして、事業の成果の欄の記載のとおり、プレミアム付商品券事業や特産品等流通促進支援事業により、市内の事業者の経営支援、市内経済の活性化や市民生活の支援につながるとともに、さらに、飲食店の営業時間短縮要請で大きな影響を受けた酒類販売事業者や宿泊事業者に対しましても直接給付を行い、事業継続の支援を行ったところでございます。

131ページをお開きください。

次に、ふるさと納税推進事業であります。令和4年度中に326品目の返礼品を新たに追加しまして、ふるさと納税ポータルサイト数を増やすなどの取組を進めた結果、昨年度の寄附額は4億9800万円を超える額となりました。また、このふるさと納税推進事業を通じて、本市の魅力が伝わるような取組を行ったことで、阿久根ブランドのPRや特産品の販路拡大等の産業の活性化にもつながったものと考えております。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の44ページでございまして、基本目標6にふるさと納税額ということで記載されておりますが、令和4年度の事業評価につきましては、目標額の3億978万5000円を超えましたことから、Aとなっているところでございます。引き続き、市内事業者と緊密に連携しながら返礼品の充実を図るとともに、ポータルサイトを活用し阿久根の魅力を発信することなどにより、寄附額の増を図ってまいりたいと考えております。

主要事業の成果説明書の134ページをお開きください。

次に、体験型観光コンテンツ開発事業補助でございますが、地域の魅力発信を通じた観光の振興を図るため、体験型観光コンテンツの開発及び改良に関する事業に取り組む方に対し、補助金を交付したものです。令和4年度は1件の補助実績でございましたが、令和2年度の事業創設以降、カヤック体験、サップ体験、リバートレッキング、海釣り体験など、市内事業者等による体験型観光コンテンツ数は着実に増加してきておりまして、今後の市内における観光客の増加が期待できると考えているところでございます。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の14ページ、基本目標2に体験型観光参加者数ということで記載されておりますが、令和4年度の事業評価は、目標参加者数の300人を上回る701人であったことからAとなっているところでございます。今後、体験型観光を推進していく上では、コンテンツの数や提供事業者数をさらに増やしていくとともに、さらなる集客を図るため、情報発信を行い、飲食事業者や宿泊事業者などとの連携を図っていく必要があると考えているところでございます。

主要事業の成果説明書の136ページをお開きください。

次に、阿久根大島謎解きウォーキング事業であります。この事業は、近年高まっているアウトドア需要やウェルネス志向に対し、阿久根大島の利用促進を図ることを目的に、ウォーキングイベントを開催したものであります。10月の秋のシーズンにイベントを開催したことで、海水浴以外の阿久根大島の価値が伝わり、海水浴期間中以外の阿久根大島への誘客に向けた取組となったと考えております。今後も、夏場以外の阿久根大島の魅力を発信し、通年の誘客と交流人口の増加につながる取組を行う必要があると考えているところでございます。

140ページをお開きください。

次に、地域おこし協力隊活用事業であります。令和4年度は、商工観光課所管分につきましては、2名の地域おこし協力隊を株式会社まちの灯台阿久根に派遣し、体験型観光コンテンツの開発や関係者との調整、SNS等を活用した情報発信に引き続き取り組んだところです。今後も、地域おこし協力隊や関係事業者等と連携しながら、本市の体験型観光の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、141ページを御覧ください。

寺島宗則旧家保存活用事業であります。令和4年度におきましては、記念館の環境整備として、記念館敷地の外構整備を行ったところです。寺島宗則記念館の来館者数は、令和4年度はこの外構工事期間中の約2か月間の臨時休館がありましたが、過去最高となる3,128人の来館者があったところであり、本市の観光客の増加に一定の寄与があったものと考えているところでございます。

続きまして、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、事業執行の主なものについて御説明いたします。

初めに、歳出予算から御説明いたします。

決算に関する説明書は60ページ、事項別明細書は39ページをお開きください。

第7款商工費1項2目商工振興費について、決算に関する説明書の不用額欄の額につきましては、ふるさと納税返礼品代金や送料、事務委託に関する執行残が主なものでございます。

節ごとの主な経費につきましては、7節報償費は、ふるさと納税に係る返礼品代が主なものであります。

11節役務費は、ふるさと納税の返礼品に係る送料などの経費が主なものであります。

12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載のとおりでございます。ふるさと納税推進業務やプレミアム付商品券発行業務など、61ページに記載の6件の業務委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店等への時短要請協力金負担金など7件の負担金と新商品開発支援事業や特産品等流通促進支援事業。また、決算に関する説明書62ページに記載のプレミアム付商品券交付金など18件の補助金等であります。

決算に関する説明書は62ページから63ページにかけて、事項別明細書は40ページをお開きください。

次に、3目観光費であります。翌年度繰越額につきましては、令和4年度中に執行しました阿久根大島港へ常用発電機取替工事につきまして、前金払い後の予算残額を令和5年度に明許繰越したものであります。

節ごとの主な経費につきましては、10節需用費の事項別明細書備考欄に記載の予備費からの充用額は、にぎわい交流館阿久根駅の待合室等の空調機に冷風が出ない不具合が生じ、冷媒ガスを充てんする修繕が必要となったことにより、予備費を充当し、修繕を行ったものであります。

12節委託料は、説明書の備考欄記載のとおり、笠山観光農園管理業務など18件の業務委託料であります。

14節工事請負費は、説明書の備考欄記載のとおり、寺島宗則記念館外構工事及び阿久根大島公園常用発電機取替工事の2件であります。

18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄記載のとおり、観光かごしま大キャンペーン推進協議会など5件の負担金と阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金など5件の補助金等でございます。

以上で歳出に関する説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、主なものについて決算に関する説明書で御説明させていただきます。

19ページをお開きください。

第15款県支出金2項6目商工費県補助金のうち地域振興推進事業費は、ボnantプロジェクト支援事業に係る県補助金でございます。

次に、23ページをお開きください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金は、阿久根応援寄附金ふるさと納税に係るものでございます。

7目商工費寄附金につきましては、観光費寄附金として個人1名から寺島宗則旧家保存活用プロジェクト事業のためとしていただきました寄附を受入れたものでございます。

最後に、第20款諸収入5項4目20節雑入の収入済額のうち商工観光課分は、28ページのプレミアム付商品券売払収入など10件でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

事業成果説明書136ページ、ウォーキング事業。参加者268名、これに300万円かけてるんですね。この300万円の内訳を教えてください。

宮下商工観光課長

全て業務委託料となっております。

竹原信一委員

委託先を教えてください。どういう企業なんですか。

宮下商工観光課長

MBC開発になります。

竹原信一委員

300万円かけて268名。これね、仕事の内容を想像したところで、すごく高くついているという気がするんですけども、成功してると思いますか。費用対効果の面から見て。

宮下商工観光課長

この事業につきましては、一応、渡船料を含めて参加者からの負担をいただかない形で実施したところでございます。

阿久根大島におきましては、やはり夏場の海水浴期間中以外の周年、なかなか周年というのは難しいんですけれども、海水浴期間中以外の魅力発信だったりとか、来客増につながる取組というところをしていかなければならないということで、この事業を実施させていただきまして、参加者からは、非常に阿久根大島の魅力が伝わっただったりとか、非常にいいイベントだったというような声をいただいたところでございます。

竹原信一委員

こういった事業を発注したときですね、どのような仕事をされたのか、向こうがですよ、発注先が。そして、そういったのに人員は何人ぐらいかかって、こんくらいかかるだろうなということは考えなきゃいけないんですよ。発注しておしまいでなくて。中身を見たら、なんだろうとやればこの10分の1で済むわというようなこともありうるわけですよ。お任せしました、300万円で、それでいいですよでは絶対いけませんよ。分かります。

皆さんは、それでは、職員もその中に入って、ずっとつぶさにその状況を御覧になったのでしょうか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

受託者が決定して以降、どういう具体的な中身にするかというところ、細かい部分、例えば、謎解きですのぞなぞを考えたりとかそういったものは、受託者と協議をして決めているのと、あと当日も商工観光課の職員が現地に赴いて状況等も確認をしております。

竹原信一委員

費用対効果がこれでできたというふうには全く見えない気がします。あとは、もっとよく考えてもらいたいです。

次に、決算に関する説明書62ページ。修正のあった脇本・大川島海水浴場管理業務の内訳を教えてください。金額と。

宮下商工観光課長

全部で4件ございますが、まず1件目が脇本・大川島海水浴場管理業務で680万円。次に、脇本海水浴場清掃業務で71万5000円。次に、大川島海水浴場清掃業務で22万1408円。最後に脇本海水浴場駐車場開施錠等業務で208万9560円となっているところです。

竹原信一委員

脇本に関することは、清掃とこの駐車場だけですか。

宮下商工観光課長

脇本海水浴場の管理業務に関するものにつきましては、清掃業務、駐車場の開施設業務、そして海水浴場の管理業務。この三つになっております。

竹原信一委員

駐車場管理業務。200万円ほどですけれども、これはどういう積み上げでこんなことになったのかをいま一度説明してください。

そして翌年には50万円ほど減っている。両方説明ください。

宮下商工観光課長

この積み上げというかですね、まず市がこの業務につきまして、委託業務の仕様書を定めまして、それに基づいて、相手側から委託料の見積りを提出してもらいまして、その金額ということになります。

令和5年度におきましては、若干令和4年度と比べて業務委託料が減っているところがございますが、これにつきましては、特段仕様書の変更はないところなんですけれども、要件を受託者に確認したところ、令和5年度におきましては、令和4年度の実績に基づいて、主に人件費が低減されたということで聞いております。

竹原信一委員

令和4年度と比べて5年度には人件費が削減された。仕事内容が減ったということなんですか。それとも、もともと見積りが高かったという意味ですか。

濱田洋一委員長

竹原委員が今、質疑いただいたのは、令和4年度の実績に対して令和5年度の予算の部分ですので、令和4年度のでよろしいですか。

竹原信一委員

何言ってるの、説明をしてるじゃないの担当が。

濱田洋一委員長

大丈夫ですか。

竹原信一委員

大丈夫ですかじゃなくて。

濱田洋一委員長

いやいや、今回の決算は令和4年度事業に関することですので、令和4年度の決算額についてお聞きするのは当然だと思います。

竹原信一委員

それを今聞いているじゃないですか。

濱田洋一委員長

いや、令和5年度について云々を言われましたので、それはちょっと違うんじゃないかなと思います。

〔「委員長、今の件はちょっと関連が」と呼ぶ者あり〕

竹原信一委員

答弁を求めてください。先ほど、分からないというかそんな話じゃなくて、前の年が50万円高かったと。そして実績に基づいてということは、前の年がちょっと高く見積り過ぎ

ていたと考えたのかという話を聞いてるわけじゃないですか。4年度の話ですよ、これは。今の段階でどう見ているのという話ですよ。それが将来に向けてというか、今後に影響する話じゃないですか。

宮下商工観光課長

この事業につきましては、一応、令和4年度から業務委託をさせていただいているというところでごさいます。先ほど申し上げたとおり、仕様書の変更は、令和4年と令和5年度では変更はございませんでした。その減額、今年度は委託料がちょっと少なくなっているところなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、特に余分な委託だったということではなくて、やはり、令和4年度が初めての取組だったというところで、ちょっとずつ事業を、これも365日対応いただくものなんですけれども、その中で事業実施をしていく中で、事業実績に基づいて、令和5年度においては人件費の低減ができるんじゃないかというような話で今年度の委託料になったというところですよ。

竹原信一委員

あのさ、以前のときですよ。あなたは、初期投資、携帯電話などと説明しましたよね。初期費用と言いましたよね、覚えてますか。そして50万円は高過ぎるじゃないかという話をしたじゃないですか。覚えてますか。

宮下商工観光課長

6月議会、委員会のときにそのようにお答えさせていただいたところだったんですけれども、改めて受託業者に確認しましたところ、先ほど申し上げたとおり、主に人件費が低減されたというところで聞いております。

竹原信一委員

事業者を確認することではなく、幾らかかるかというというのは、市役所、あなた方が確認すべきことじゃないんですか。

宮下商工観光課長

あくまでも業務委託でございますので、市役所側で作成した仕様書に基づいて、幾らぐらいで持続できるかというところを当然に見積りをとる必要がございますので、そういった形で進めていっております。

竹原信一委員

最初の段階はそれで、スタートはあれでもいいかもしれないけど、実際の中身。どうも説明できないですよ。ほとんどがあの鍵の開け閉め状態に、150万円だの200万円だのという話は。今後はどうするんですか。

宮下商工観光課長

当然、市が管理する駐車場でございます。さきの9月議会でもお答えしましたが、この駐車場管理をするに至った経緯につきましては、やはり夜中の騒音だったりとかちょっと騒ぐ方がいたりというような声があつて、たしか平成27年度ぐらいから、4年度だったかな、施錠管理をしているところで、それまではボランティアでさせていただいたところもあったんですけれども、なかなかボランティアの対応では難しいということで、令和4年度から業務委託という形にさせていただいております。

当然ですね、当該事業者以外にも参考見積りを取った業者もいまして、その参考見積り額も相当、もう数千万円程度というような参考見積りもあった中で、今現在の業務委託となっております。

この業務については、駐車場管理を適切に行っていく上では必要な事業と考えておりますので、引き続き実施していきたいと考えているところでございます。

竹原信一委員

北側駐車場ではそういったことを行ってないわけですよ。それも考えたときに、今の状況110万円ぐらいなんていうのは、もう非常識もいいところですよ。市民には説明できませんよ。そこをよく分かって今後に取り組んでください。

木下孝行委員

成果説明書の141ページ。寺島旧家の保存活用事業ということで、管理に関してお聞きしたいんですけども、本年度の3月の一般質問、また、6月の一般質問等で、寺島旧家の中で法事をしているというような質問を、ある議員がされておりました。実際、阿久根市が管理する、阿久根市のものであるその寺島邸の中で法事がされているのか、されていないのかを確認したいんですが。

宮下商工観光課長

法事につきましては、一応、これも平成29年度の建物と土地の売買契約時に、前所有者からの要望もございまして、8月14日につきましては、当然、開館時間前ですね、ここについて法事をさせていただきたいというような要望もございまして、事業を円滑に進めるためにそこにつきましては了承したところでございます。

以降、法事をするに当たりましては、使用許可申請書を提出いただいて実施されているところでございます。

木下孝行委員

今年の3月・6月の質問をした議員も、法事をやること自体がおかしいんじゃないかというような質問をしたわけですけども、私もその話を聞いて、これは質問した議員の言う通りかなというふうに解釈しました。一般的に言えば、やっぱり自分の家でするべきであらうと思います、法事というのは。あくまでも市に、売買をしてそこで市に提供したわけでありますから、その売買契約時に要望があつて、それを受入れたというのは理解しませんが、そして、議員からこうして、おかしいんじゃないかという指摘が出たんだから、改めて旧家の人たちと、こういうふうな意見が出てくるからということでもう1回協議をしておいて、やはり隣に自宅があるわけですよ、それも市がつくってあげたわけですから、そこに仏壇を持っていくなら持つていく。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

今、木下委員の。

〔発言する者あり〕

渡辺委員、お静かにお願いします。

〔渡辺久治委員「つくってやっていないですよ」と呼ぶ〕

木下孝行委員

レプリカを置くなら置くで、本家で、自分の家でするべきだろうと、隣なんだから、あくまで売買して売ったところで法事をするというのは、ちょっと私は道理的におかしいんじゃないかなと思います。

そういう意見が議会から出てくるということで、今後、旧家の人たちと協議をするということで了解してほしいんですが、どうですか。

宮下商工観光課長

これまで議会の中でいろいろと御意見いただいております、この議論につきましては、当然、前所有者の方だったりとかと共有させていただいているところがございます。

また引き続き、今回御意見いただきましたので、また話をというか共有というかしていきたいなと思っております。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

木下委員、まだありますか。続きがありますか。

木下孝行委員

ありますよ。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

また後で、渡辺委員には質疑をしていただきます。

木下孝行委員

そういうことですね、ぜひ今後、協議をしていただいて、私とすれば、やはり隣の自分の建てた家で仏壇を、レプリカを旧家には置いて、仏壇持っていくなら持っていく。仏壇はそこに置いとって、旧家に置いておいても構わないけど、位牌とかそういう法事をする場合、必要な位牌とかは自分の家にあるべきだろうと思って、そこですべきだろうと私は思います。

そういうことも議会から意見が出たということで、ぜひ協議をしていただきたい。これは要望として言っておきます。

次に、まちづくりビジョンの12ページ。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

休憩します。

(休憩 午前11時54分～午前11時55分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

木下孝行委員

先ほど私の発言の中で、寺島家の さんが隣に家を建てたということを、市が建てたというように発言しましたが、これは訂正させていただきます。

濱田洋一委員長

木下委員、個人の名前は伏せた中でお願いします。

木下孝行委員

名前は消してください、今の発言から。

それで次が、まちづくりビジョンのページは12ページの新商品開発支援事業と成果説明書の131ページのふるさと納税推進事業。これは併せて質問になりますけれども、ふるさと納税の返礼品が毎年毎年上がって、令和3年度から4年度に関してはもう2億円を超えたという実績で、大変評価をしております。

しかし、そういう中で商品がかなり増えてきているのが事実でありますよね。返礼品の商品が増えてきているというのは事実ですよね。その中で、やはり商品が全く売れないといえますか、寄附がない商品がかなりあつたりするわけじゃないですか。そういう中で、サイトを見ながら買う人たちが、余りにも数の多さで、増えるのはいいんですけど、もう売れない、失礼な言い方ですけども、寄附はなかなかないような商品なんかは、やっぱり事業者に対して話をしながら新しい商品に変えてもらうとか、工夫をしなきゃいかんと思つたりするんですよね。

だから、その辺の考え方はどうですかね。

宮下商工観光課長

やはり人気がある返礼品というのも一定程度偏りという偏りということでもないんですけども、やっぱりあります。

当然、その問題意識を持ってまして、ふるさと納税推進係の職員において、事業所さんに様々な、新たな商品とかにしませんかとか、もう少しここ数量だつたりとかこういうところを改善できませんかねとか、そういったところは常にさせていただいているところでございます。

木下孝行委員

一生懸命に係の担当が各事業所を回っているというの私も知っておりますよ。一生懸命新商品の話を言っているというのも聞いておりますけど、ただ私が危惧するのは、あまりにもサイト自体が大きくなるのはいいんですけど、売れないというか、あまり応募がないようなものがずっと続くのはどうなのかなあと思つたりするものだから、できたらそこは事業者と話をしながら工夫をするなり、そこをなんていいますか、削るというか減らしていくというか、そういったこともしていけないと、ただサイトが大きくなっていくだけで、見るほうにとっては不便さも出てくるのかなあと思つたりするものだから、その辺はどうですか。

やっているというのは聞いたけど。

宮下商工観光課長

ふるさと納税される方につきましては、ほぼほぼふるさと納税サイトから寄附いただいているところなんですけれども、やはりそこは売れ筋の商品だつたりとか、あるいは商品名で検索をされたりとか、やはり嗜好に合ったものを寄附者の方が選んでいただいているという状況がまず1点ございます。

阿久根市におきましては、このふるさと納税、市内企業さんの売上げ増に本当に取り組む制度でございますので、そういった整理というののも一つの考え方かもしれませんが、やはり多くの事業者さんに御参加いただいて、阿久根の産品こういうものがたくさんあるよというようなことを広くPRしていきたいと、今はそう思っているところでございます。

木下孝行委員

なかなか私の話を理解してもらえないというか、サイトが大きくなるだけじゃなくて、やはりもう何年も8年ぐらいしてますよね、ふるさと納税。阿久根市ももう、制度。その中で何年か全くゼロが続くような品物であれば、やっぱりそこは事業者と話をしながら、ちょっと改善をするなり、そのサイトから外すなり、何かをしていかなきゃいけない。ただただ、ずっと大きくサイトが、商品が広がっていくだけじゃ、見る人がなかなかもう全部をずっと見ていくというののもまた大変であつたりするし、そこらもちょっと考えながら

やっていただきたいという要望をして終わります。

大田基次委員

同じく、ふるさと納税制度についてですが、ふるさと納税制度ができて、自治体も民間の経営感覚が必要かなと思います。やはり出ていく、責める営業も非常に重要かと思っております。納税額が今の5億円から10億、20億、30億円となれば、住民の生活がどのように変わるかというふうに考えれば、とてもわくわくするというふうに思います。

そこで、水産林務課が暮れに産業祭をやると思うんですが、これについては送料を無料にするというのを今回もまたやると思うんですね。その中で、商工観光課がふるさと納税のチラシをつくって、必ず一品に1枚ずつ入れていただくと、ふるさと納税の宣伝を。そういうのを入れてもらうというようなことは検討していただけないでしょうか。いかがですか。

宮下商工観光課長

事業者さんとの調整等、当然必要でございますが、非常に貴重な御意見ですので、前向きに検討したいと思っております。

大田基次委員

ありがとうございます。

それと、このふるさと納税制度というのは、やっぱり市民、企業、我々議員も、職員も一丸となってやらなきゃいけないんだと思うんですね。

そこで、我々や企業が協力できることがあったら、今でなくて結構です、後でも結構ですから、こういうことをやってくれたら助かるというようなことがありましたら御指示ください。よろしくをお願いします。

牟田学委員

成果説明書の141ページ、寺島宗則邸です。先ほど11番委員も言われましたが、あそこは、土地代が800幾ら、それで記念館が総額で1億5317万円、改修工事にかかっているわけなんです。明らかに阿久根市の財産であります。先ほど法事の話が出ましたけれども、やはりあそこにまだ仏壇、位牌そういうのがあからあそこでしないといけなくなると思うんです。だから、これはもう阿久根市の財産の中に、そういう仏壇、位牌、これはもう自宅に持って行っていただくと。これは市もそこはちゃんと考えてやっていただきたい。御先祖を敬うのはそれぞれ個人でありますけれども、やはり仏壇、位牌は自宅に置いて、私なんかもやっておりますけれども、御先祖を敬ってやるわけですから。これは、そこは市長とも話をして、仏壇と位牌は自宅に持って行っていただくということをやはり検討してくださいよ。今からも続きますよ、この話は。どうでしょうか。

〔「要望で」と呼ぶ者あり〕

いや、検討していただくと。

宮下商工観光課長

先般の9月議会でも御質問いただきまして、これまでの売買契約時等のいきさつもございますので、現時点で強制的にというようなところも、なかなか難しいところだと考えているところでございます。ただし、こういった御意見というのは、もう本当にいただいておりますので、引き続き、前所有者等と共有しながら話をしていきたいと思っております。

牟田学委員

覚書があるじゃないですか。あの覚書が、どういういきさつでああいうことになったの

かですね。そこ辺りも今後検討して、なるべく早く仏壇と位牌は松木家のほうに持って
いっていただくということをお願いします。

濱田洋一委員長

要望ということですね。

[牟田学委員「はい」と呼ぶ]

白石純一委員

成果説明書の131ページ、ふるさと納税です。真ん中の段、寄附状況の寄附受入額4億
9800万円は、ガバメントクラウドファンディングの1億3000万円も含まれているという理
解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、商品を発送するふるさと納税事業は、これ
から1億3000万円を引いた3億6800万円という理解でよろしいでしょうか。確認です。

宮下商工観光課長

寄附額につきましては、ガバメントクラウドファンディングを含んだ金額となっております。

2件目は議員御指摘のとおりでございます。

白石純一委員

別件。135ページですが、海水浴場。真ん中の段の5番。令和4年が令和3年より1,000
名ほど少なくなっておりますが、コロナも徐々に開けてきているので増えているのかなと
思ったんですけれども、令和4年が低かった理由は分かれますか。

宮下商工観光課長

大島公園、大島の海水浴場につきましては、令和3年度に比べまして令和4年度におい
ては、天候の関係で船が出なかった日が多かったといったようなところもちょっと要因の
一つとなっているところです。

白石純一委員

137ページ。これも事業実施状況の真ん中の欄の3番で、シーズンオフ4月から6月と9
月から11月の間で、3番の最後ですね49日651人。そのうちの280数名はウオーキングイベ
ントではないかと思いますが、それ以外でも約400名弱の方がこの夏以外にも渡っておられ
ますが、この方々の主な渡船の理由はどういうふうに把握されていますか。釣りとか、あ
るいはキャンプとか。

船蔵商工観光課長補佐兼観光推進係長

釣りですとかそういったレジャー目的が多いと思われるものと、あと時期によっては遠
足に子供たちが行くという場面もあったようです。

白石純一委員

そうしたものも、今後の観光、この大島を生かす重要なデータになりますので、しっか
りどういう目的で何人が渡っているということは、ぜひ追いかけておいてください。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書の125ページ、7款1項2目創業支援事業についてなんです。令和
4年度11事業者がこの創業支援金をもらっているわけなんです、この創業支援金をもら
うための条件として、商工会議所の創業セミナーを受けるのが条件だと思んですが、そ
のセミナーを受けた人は、令和4年度は何人なんでしょうか。

宮下商工観光課長

昨年度は19名でございます。

竹之内和満委員

はい、了解しました。100%対応するわけではないですが、恐らく令和3年の人も令和4年度という可能性はありますが分かりました。

もう一つなんですが、事業の成果の中に、後半の部分、空き店舗の新たな活用、新規雇用の創出も見られたということで、具体的にはどういうことでしょうか。

宮下商工観光課長

この創業におきまして、空き店舗を活用された事業者は4事業者。そして、今回この補助金につきましては、雇用1人当たり30万円というのがあるんですが、それについては3名分の補助実績があったところでございます。

竹之内和満委員

空き店舗を活用したのは44社ですか。

〔宮下商工観光課長「4事業者」と呼ぶ〕

濱田洋一委員長

4事業者。よろしかったですか。

竹之内和満委員

具体的に、どういう空き店舗でどういう業種の人が空き店舗を活用したり、新規雇用の創出が出たんでしょうか。業種です。

宮下商工観光課長

業種としては飲食店が主でございます。

竹之内和満委員

はい、分かりました。

コロナ渦はなかなか少なかったんですが、大分多くなってきております。これで、普段ならば操業できない人が、起業できない人がこのお金を使ってされていますので、ぜひ継続をお願いしたいと思います。

濱田洋一委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

この際、午前中の審査を一時中止し、休憩いたします。

(休憩 午後0時13分～午後1時13分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、都市建設課所管の事項について、審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

それでは、認定第1号のうち、都市建設課所管の事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書の主なものについて御説明いたします。

144ページをお開きください。

道路維持一般事務については、道路維持作業班による市道の路面補修、道路伐採及び側溝清掃等を行ったものであり、地域の住民からの要望に対し、迅速に対応することができ、市民の日常的な通行の安全確保に寄与しました。

145ページになります。

道路維持修繕事業については、道路側溝の新規敷設、道路舗装の改修等を行ったものであり、道路通行の安全と生活環境の向上に寄与しました。

146ページになります。

市道改良事業交付金事業については、市道折口大辺志線ほか4線について、幅員狭小等により、車両の離合や歩行者の安全確保に支障を来していることから、道路拡幅や道路設置等の道路改良を行うものであり、市道折口大辺志線、市道不動下線、市道高之口佐潟線において、改良工事により安全に通行できる期間が延長され、地域住民の利便性が向上しました。

147ページになります。

令和4年度から新規事業となります交通安全対策事業については、令和3年度の通学路合同点検の結果、通学路の安全を確保するための対策が必要とされた箇所において、歩道の設置や防護柵の設置等の対策を実施するものであり、市道中央線において歩行空間を確保するための測量設計業務を実施し、市道治次郎線及び市道国道的場線においては、防護柵等の設置を行い、通学路の安全対策を実施しました。

148ページになります。

橋りょう修繕事業（道路メンテナンス事業）については、阿久根市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、老朽化に伴うひび割れやコンクリート剥離、鉄筋露出など、劣化が著しい橋梁について計画的に修繕を行うものであり、修繕工事を行うことにより長寿命化が図られ、橋梁を安心して通行することができるようになりました。

150ページになります。

河川維持事業（河川改修調査業務）については、折口川の氾濫の原因を特定し、治水対策の検討を行い、市としての治水対策の方向性を明確にすることを目的としており、結果については、令和5年2月に地元区長及び農業関係の代表者を対象とした意見交換会を実施したところです。今後は、折多樋門の撤去に伴い発生する塩水遡上や用水確保の問題について、具体的な対策案を示し、広い範囲で関係者との協議を進めていく必要があります。

152ページになります。

高之口港改修事業については、高之口港での定期点検の結果、老朽化による破損が確認された防波堤の改修工事を行うための測量設計業務を実施したものです。

154ページになります。

空き家活用支援事業については、空き家の解消及び地域コミュニティの活性化を目的としており、令和4年度の実績としては22件の空き家改修を行ったところであり、事業成果としては空き家の有効活用を行うことができました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の16ページに記載されており、令和4年度の事業評価はAとなっております。

155ページになります。

番所丘公園管理業務委託については、花いっぱい みんなが憩える公園を基本コンセプト

トとして、市民の休憩、散策、遊戯、運動等の多様なレクリエーションニーズに応えるとともに、公園内施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うものです。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を徹底しつつ、グリーンフェスやグラウンドゴルフ大会等の自主事業を積極的に開催いたしました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の14ページに記載されており、令和4年度の年間利用者数は前年度より増加となりましたが、事業評価はDとなっております。

156ページになります。

公園整備事業につきましては、スポーツ振興くじ助成金事業を活用し、番所丘公園内にスケートボード等の競技をする施設整備を行い、スポーツに親しむ環境整備による競技人口の増加を図るものであり、事業実施状況及び事業の成果は、記載のとおりであります。

157ページになります。

公園整備事業、公園施設長寿命化対策支援事業については、市内都市公園の老朽化した施設及び遊具について、国・県の補助金を活用しながら計画的に施設更新していくことを目的に実施したものであり、老朽化の解消や改修を行うことにより、利用者が安全に使用できるようになりました。

158ページになります。

公園整備事業（オートキャンプ場整備事業）については、市内最大の公園である番所丘公園にオートキャンプ場を整備し、魅力ある施設整備を行い、市への観光人口の増加を促し、オートキャンプ場を拠点とした市街地への集客を目指すものであります。令和4年度は、開場に向けた施設整備を行いました。今後は、令和6年度中にオートキャンプ場としての開場を目指し、整備を進めていくものです。

159ページになります。

ふるさと景観整備事業について、令和4年度は、大川地区の国道3号沿線の伐採及び張りコンクリートを行い、眺望の確保を行いました。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の17ページの交流基盤の整備に記載されております。

162ページになります。

住宅改修事業では、阿久根市公営住宅等長寿命化により、改善が必要とされた春畑住宅、ふれあい住宅について改修を行っているものです。春畑住宅については、居住性向上のため、トイレの水洗化、ユニットバスの設置や住宅の長寿命化のため、屋上防水改修及び外壁改修などを行っております。ふれあい住宅については、屋上防水改修及び外壁改修を行っており、この改修工事により入居者の住環境の整備と住宅の耐久性の向上が図られました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに記載されており、令和4年度の事業評価はBとなっております。

以上で、主要事業の成果説明書の説明を終わり、引き続き、一般会計歳入歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書64ページ、事項別明細書は41ページをお願いします。

8款土木費2項1目道路橋りょう総務費18節負担金、補助及び交付金は、備考欄記載の市道等清掃活動補助事業ほか6件です。

2目道路維持費12節委託料は、市道阿久根出水線ほか1線、延長7.5キロメートルの伐開業務委託と道路維持修繕事業に伴う上原馬場線ほか1線の測量設計業務委託及び不動産鑑

定評価業務になります。

14節工事請負費は、備考欄記載の23件の工事を行ったものであります。

15節原材料費は、道路補修用のアスファルト合材や砕石、セメント、蓋版等の購入費用です。

18節負担金、補助及び交付金は、各区が管理する法定外公共物の改修事業に対する阿久根市法定外公共物改修事業補助金であり、22件実施しました。

決算に関する説明書は65ページ、事項別明細書は42ページになります。

3目道路新設改良費12節委託料は、社会資本整備総合交付金及び交通安全対策補助制度に伴う備考欄記載の設計業務を行ったものであります。

18節負担金、補助及び交付金の内訳は、地方特定道路整備事業、県道脇本赤瀬川線槁之浦工区及び県単道路整備事業、県道脇本赤瀬川線根比工区の市の負担金であり、負担率はそれぞれ5%と10%です。

4目橋りょう維持費14節工事請負費は、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業により、橋りょう修繕工事を実施したものであり、明許繰越で3件、また、現年度分として5件の修繕工事を実施しました。

6目交通安全施設整備費14節工事請負費は、市道11路線において、ガードレール、区画線等を設置したものです。

3項河川費2目河川維持費13節委託料は、田島川ほか9河川の竹木の伐採業務及び折口川水系河川改修検討調査業務委託を実施したものです。

14節工事請負費は、愛宕川の護岸改修工事を実施したものです。

事項別明細書は43ページになります。

4目砂防費12節委託料及び14節工事請負費は、八郷地区における災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の測量設計業務及び対策工事が主なものです。

決算に関する説明書66ページになります。

18節負担金、補助及び交付金は、県が実施します県単急傾斜地崩壊対策事業、尻無1地区に対する負担金であり、負担率は5%です。

4項港湾費2目港湾建設費18節負担金、補助及び交付金は、県が実施します黒之浜港改修工事及び黒之浜港における県単港湾整備事業に対する負担金であり、負担率はそれぞれ3分の0.4と20%です。

5項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料のうち主なものは、都市計画用途地域見直し業務委託です。

事項別明細書は44ページになります。

3目公園費12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載の番所丘公園管理業務ほか11件であり、例年同様の業務委託を実施したものであります。

決算に関する説明書は67ページになります。

14節工事請負費は、備考欄記載の防災・安全社会資本整備交付金を活用した番所丘公園ローラースケート場改修工事ほか6件です。

また、24節積立金は、サンセット牛之景勝地の道の駅整備基金として積み立てたものです。

決算に関する説明書は68ページ、事項別明細書は45ページになります。

6項住宅費1目住宅管理費12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載の寺山住宅エ

レベーター保守点検業務ほか10件です。

14節工事請負費は、決算に関する説明書備考欄記載の工事を行ったものです。

18節負担金、補助及び交付金の主なものは、危険家屋解体事業であり、補助金12件分です。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに記載されており、令和4年度の事業評価はAとなっております。

次に、決算に関する説明書は81ページ、事項別明細書は55ページをお願いします。

2目補助土木施設災害復旧費14節工事請負費は、道路5件、河川6件の災害復旧工事を実施したものです。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書で説明させていただきます。

9ページをお開きください。

11款交通安全対策特別交付金1項1目交通安全対策特別交付金は、交通反則金の収入を各地方公共団体に配分されるものです。

次に、11ページになります。

13款使用料及び手数料1項6目土木使用料の道路橋りょう使用料及び都市計画使用料は、市道や公園等における電柱、電話柱の占用料が主なものです。住宅使用料については備考欄記載のとおりであります。

次に14ページをお願いします。

14款国庫支出金1項10目災害復旧費国庫負担金の土木施設災害復旧費負担金は、歳出で説明しました災害復旧工事に係る国の負担金であり、補助率は66.7%です。

次に15ページをお願いします。

2項7目土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業及び交通安全対策事業に対する補助金であり、補助率は道路改良事業が53%、防災・安全交付金事業、道路メンテナンス事業及び交通安全対策事業が58.3%です。

次の港湾事業費補助金は、高之口港防波堤の改修事業に対する補助金であり、補助率は3分の1です。

次の都市計画費補助金は、番所丘公園のローラースケート場改修工事及び園路改修工事に対する補助金であり、補助率は50%です。

次の住宅費補助金のうち空き家再生等推進事業は、危険空家等解体撤去事業に対する補助金であり、補助率は50%です。

次に19ページをお願いします。

15款県支出金2項7目土木費県補助金のうち河川費補助金は、八郷地区災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対する補助金であり、補助率は20%です。

都市計画費補助金は、番所丘公園キャンプ場整備に対する補助金であり、補助金は50%です。

次に25ページをお願いします。

20款諸収入5項2目弁償金は、番所公園東屋の原状回復費用に係る損害賠償金です。

28ページをお願いします。

4目雑入の都市建設課所管分の主なものは、番所丘公園スケートパーク新設工事に対するスポーツ振興くじ助成金であり、補助率は3分の2です。

以上で、都市建設課所管に関する説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

成果説明書の146ページ、真ん中の欄、事業実施状況で右側、令和4年度においては、工事請負費が折口大辺志線、不動下線、中央線等々ございますが、いろんなたくさんあるその市道の中で、こういった優先順位で工事をすることを決めておられるのかを教えてください。

池田都市建設課長

これにつきましては、国の社会資本整備交付金事業を活用しているわけですが、道路が狭いところであったりとか、もともと交通量が多いとか、地元からの要望を受けて、社会資本整備の補助金と合致する部分で、採用しているという状況であります。

白石純一委員

今、出された地元の要望、そして道路の幅、幅員、そして交通量、これが主な三つの要因と考えてよろしいですか。

池田都市建設課長

そのとおりであります。

白石純一委員

3件については、それが適用されたということでよろしいですか。

池田都市建設課長

そのとおりです。

白石純一委員

次の項目ですが、同じ成果説明書の152ページ、高之口港改修事業の1番下、現状と課題について、これは、新年度予算措置もされていながら国庫補助事業の予算措置がなかったのということで、補正で全て落とすと記憶していますが、予算措置がなされなかった理由については不明であるとありますけれども、そのような状況で新年度予算に入れていたということは、普通はあり得ないと思うんですけれども、その辺はどのように分析されていますか。

池田都市建設課長

通常は、前年度に予算要望がありまして、それでうちのほうも上げていて、これで。今までこのゼロ査定というのはちょっとうちも把握している状況ではなくて、予算はつくものだろうということで思っていたんですけれども、当初予算にも上げて。こういう状況でゼロ査定で来たものですから、県を通じて国にその理由等を聞いたんですけれども、それについては、国としては説明はできないという回答をいただいたものですから、補正予算で落とさせていただいたということでございます。

白石純一委員

そういうことがないように、今後していただきたいと思います。

続いて、同じ事業成果説明書の154ページ、空き家活用支援ですが、この中ほどの事業実施状況にございますように、令和4年度は補助件数が22件。目標は9件だということでしたので、大幅にその需要があったということですが、これを時限の施策、事

業だったとして令和4年度で終了されていますけれども、今後もちろん、新たな空き家活用をしていかなければいけないというのは1番下にも書いてございますが、それまでのつなぎとして、令和5年度も私は続けるべき、令和5年度令和6年度も続けるべき、何らかの規模で、令和4年度の規模でなくても継続するべきだと。空き家を活用する、特に移住の方々が、令和4年でぱったりといなくなるわけではないですので、続けるべきだったと思いますが、その点はどのように市は認識されているのでしょうか。

池田都市建設課長

この事業につきましては、一般質問等でもいろいろ意見をいただきまして、時限措置であるということと、あと、その中でも、空き家の解消ということで、改修だけではなくて解体のほうにも5年度については補助金等を増額して対応したいということで、そういう結果からこちらの補助金については令和4年度の時限処置で終わったと思っております。

白石純一委員

解体では移住者は呼べないと思うんですね。解体も必要ですけども、解体の事業を進めると同時に、やはり空き家活用の事業を継続しなければ、私はもうここで一旦途切れてしまったものをまた再開するというエネルギーも大変だと思います。したがって、これは非常に私は、市としてどうか、反省すべき点ではなかったのかと思いますが、そのような議論は庁内ではなされてないでしょうか。

池田都市建設課長

令和5年度は、言われるようにこの事業は打ち切っているわけでございます。ここの現状と課題でもありますように、ただいま「たからのまち」マネージャー事業において、移住定住を含めた空き家活用について検討しているところでございますので、そちらのほうで対応していければと考えているところでございます。

白石純一委員

新しく考えるのは別に悪いことじゃないんですけども、それまで全く空白ができるわけですから、それを、空き家活用に関して空白をつくったということは、私は市としてやってはいけないことだったのではないかと思います。もうこれはしょうがないので結構です。

続きまして、成果説明書の158ページの下から二つ目の欄の事業の成果の2行目の中ほどに、本公園管理事務所内へシャワー施設を設置されたということですが、これは管理事務所が閉まってからも夜に利用者が使えるようなものなのでしょうか。

池田都市建設課長

管理事務所については5時に閉まると認識しております。それ以降も使えるようにと考えているところでございます。

白石純一委員

では、管理事務所の方がいなくても使えるということによろしいですね。それで、何時まで使えるものと考えていらっしゃるのでしょうか。

池田都市建設課長

シャワー室については、今のところ9時を予定をしております、その間の人についても対応してもらうように考えているところでございます。

白石純一委員

それは、これまでの指定管理料では考慮されていなかったことだと思いますけれども、

したがって、その分は指定管理料の増額等になるのでしょうか。

池田都市建設課長

これは、確か令和4年度から新たな指定管理者を導入しておりますので、そのときに予算的には上乗せをして予算をとっておりますので、問題ないかと思っております。

白石純一委員

管理の方に伺うとそういう理解でなかったように私が聞いたものですから、それは勘違いなのかどうか分かりませんが、その辺りは、本当に指定管理者もそれを理解の上、応募されたということによろしいですね。

池田都市建設課長

そこについては説明をしておりますし、理解して応募されたと思っております。

竹原信一委員

主要事業成果説明書の158ページ、オートキャンプ場整備事業についてですけれども、令和4年度実績、工事件数3件、全体事業費2935万3000円と書いてありますが、これは令和4年度だけの金額ですか。

池田都市建設課長

そのとおりです。

竹原信一委員

次に、令和3年の実績工事2件1,900万円、委託件数2件。これは委託というのは何のことでしょうか。

宮路都市計画係長

令和3年度の委託については、キャンプ場の基本設計業務委託1件と令和4年度に実施しました管理棟の中に設置しましたシャワー施設の設計業務の2件になります。

竹原信一委員

そうすると、令和3年、4年そして令和5年、開業までに総事業費は幾らかかる予定でしょうか。

濱田洋一委員長

今から計算いたしますので、休憩いたします。

(休憩 午後1時44分～午後1時45分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

宮路都市計画係長

令和6年度までの事業費になりますけれども、1億5000万円を予定しています。

竹原信一委員

開業までに1億5000万円かけ、そしてこれは、運営は都市建設課がやっていくことになるんですか。

池田都市建設課長

指定管理者が行う予定でございます。

竹原信一委員

そうすると、1年間の維持費というのはどれぐらいを想定してあるんですか、指定管理

を含めて。

池田都市建設課長

今の管理委託料プラス、まだオープンしないんですけれどもそこにかかった経費分については検討していきたいと考えているとでございます。

竹原信一委員

え、これ検討してない、すごいな。

これ年間の使用料は幾らぐらい入る見込みなんですか。車は何件入るんですか。

池田都市建設課長

1サイトの金額等についても、今まだ試算・検討しているところでありまして、はっきりとした金額はまだ上げておりません。サイトについては、車で10台を予定しているところでございます。

竹原信一委員

大体、こういう規模のところ、その使用料というかな収入というかそういったものはどれぐらい入るものかということは調査をしたことがありますか。

池田都市建設課長

1サイト1サイトの金額についてはある程度聞いておりますけれども、全体的な経費というところではまだ聞いていないところでございます。

竹原信一委員

空いた口が塞がらないんですけど。物を始めるときに、幾らかけてつくって、そして年間維持費が幾らかかって、どれぐらい役に立つかということ想定しないで始めちゃった1億5000万円。すごいな。大丈夫か、阿久根市。皆さん本当にこれ、やりがいがありますかこんな仕事をして。いかがでしょう。

池田都市建設課長

それについては、確かに指摘されるとおりでございますけれども、それに向けて今準備をしているところでもありますので、一生懸命頑張っているところでございます。

濱田洋一委員長

竹原委員よかったですか。

竹原信一委員

いいわけないだろう、もういいわ。

濱田洋一委員長

質問はよかったですか。

〔竹原信一委員「質問なし」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔都市建設課退室〕

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

皆さん、次は認定第6号ですので、準備をお願いします。

〔水道課入室〕

○ 認定第6号 令和4年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

濱田洋一委員長

次に、認定第6号を議題とします。

水道課長の説明を求めます。

垂水道課長

それでは、令和4年度阿久根市水道事業会計の決算につきまして、御説明いたします。

阿久根市水道事業会計決算書の7ページをお開きください。

初めに、令和4年度阿久根市水道事業報告書の(1)、総括事項から御説明いたします。

新水道ビジョン基本計画、アセットマネジメント及び経営戦略を基に、中長期的な視点に立ち、施設の効率化に向け着手していた桜ヶ丘配水池整備は、本年度の外構整備工事で完了しました。今後も、各種計画を基本に、安全で安定した水道水の供給を図るため、資産の現状と経営状況を的確に把握し、給配水設備及び老朽管の布設替工事を実施し、水道事業の適正化に努めてまいります。

次に、業務量についてであります。令和4年度末における給水戸数は9,592戸、給水人口は1万8431人で、前年度に比べ給水戸数で73戸、給水人口で378人の減となりました。

また、年間の有収水量は、前年度より7万4826立方メートル、2.66%の減となりました。1日当たり平均では1戸当たり783リットル、一人当たり408リットルの水道水を使用したこととなります。

次に、経営状況についてであります。総事業収益は前年度より2207万8428円、3.73パーセントの減となりました。一方、総費用は、前年度より977万1080円、2.1パーセントの減となりました。損益勘定における収支は1億1975万6527円の当年度純利益となり、前年度より1230万7348円、9.32パーセントの減となりました。

次に、資本的収支についてであります。建設改良費が税込8097万6095円、企業債償還金が1億7376万5364円であり、資本的支出合計2億5474万1459円に対し、資本的収入はゼロ円で、その収支差不足を当年度分損益勘定留保資金1億7329万4468円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額735万1816円と減債積立金5934万2000円と建設改良積立金1475万3175円で補填しました。

起債借入については、当初3,000万円を予定しておりましたが、補填財源を確認した上で、後年度の企業債利息の負担抑制を優先し借入れを行いませんでした。

次に、建設工事の内容についてであります。令和4年度は、桜ヶ丘配水池外構整備工事、市道栄町4号線外1線配水管布設替工事、市道上原桐野線配水管布設替工事を1工区と2工区、桜ヶ丘配水池管理棟改修工事、尻無第2浄水場管理橋架替工事、第9配水池改修工事、市道瀬之浦下線配水管布設替工事、県道脇本赤瀬川線配水管仮設工事を実施し、施設の整備に努めました。

次に、経営指標に関する事項についてであります。経常収益を経常費用で割り算出する経常収支比率は、健全経営の水準である100%を超えており、供給単価を給水原価で割り算出する料金回収率も前年度より改善し100%を上回りました。しかし、給水収益以外の収入に依存している状況に変わりはないことから、引続き経費削減などにより一層の経営改善を図っていく必要があります。

有形固定資産減価償却率と管路経年化率につきましては、前年度より増加しており、施設の老朽化が進んでいることを示していることから、引き続き計画的な施設更新に取り組

み、水道水の安定供給を図ってまいります。

次の8ページは、経営指標に関する事項、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項及びその他供給条件の設定、変更に関する事項を記載してあります。

次の9ページは、建設工事・改良工事の概況をまとめて記載してあります。

1ページにお戻りください。

水道事業会計決算における予算額と決算額及びその増減について、初めに、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益の決算額は、予算額に対し2379万9309円の増となりました。

第1項営業収益の予算額に対する決算額の増は、水道料金調定額が予算額に対して1932万800円の増であったことが主な理由であります。

次の第2項営業外収益の予算額に対する決算額の増は、償却資産の除却による長期前受金戻入の増加が主な理由であります。

次の第3項特別利益はございませんでした。

次に、支出について御説明いたします。

第1款水道事業費用は、当初予算額5億2273万8000円、補正予算額368万円、合計5億2641万8000円に対し、決算額4億8196万3315円で、不用額4445万4685円となりました。

第1項営業費用の不用額の主なものは、原水費の手数料、修繕費、薬品費等の執行残。配水及び給水費の備消耗品費、漏水調査業務などの委託料、賃借料、修繕費等の執行残。業務費の時間外手当等の人件費、通信運搬費、手数料等の執行残。総係費の時間外手当、旅費、備消耗品費等の執行残などが主なものでございます。

次の第2項営業外費用は、不用額1313万7814円となりました。

不用額の主なものは、消費税・地方消費税の確定による不用額であります。

第4項予備費の充用額はありませんでした。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

第1款資本的収入は、当初予算3000万1000円に対し、決算額はゼロであります。

これは、先ほども御説明いたしましたが、補填財源を確認し後年度の負担軽減のため、起債借入を抑制したことによるものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

第1款資本的支出につきましても、不用額は597万8541円となりました。

そのうち第1項建設改良費は8097万6095円となり、不用額が297万6905円となりました。

不用額の主なものは、原水設備改良費、排水設備改良費の工事請負費の執行残などでございます。

次の第2項企業債償還金は、決算額1億7376万5364円となりました。

企業債償還につきましても、決算書20ページから21ページにかけての企業債明細書に記載してありますのでお開きください。

令和4年度末における未償還残高は、21ページ合計欄に記載のとおり18億6658万3967円となっております。

もう一度2ページにお戻りいただきたいと思っております。

2ページの支出、第3項投資及び基金、第4項予備費については、執行はありませんでした。

次に、3ページの令和4年度阿久根市水道事業損益計算書につきまして御説明いたします。

1 営業収益は、前年度と比較して878万4909円、2.15%の減となりました。

内訳は、水道料金及び給水負担金による収益である給水収益が前年度比868万1709円、2.13%の減であり、消火栓維持管理費分他会計負担金、開栓、閉栓、検査、督促等の手数料等による収益であるその他営業収益が前年度比10万3200円、4.28%の減でございます。

2 営業費用は、前年度と比較して729万4821円、1.70%の減となりました。

前年度と比較して原水費が4.50%、資産減耗費が26.98%それぞれ増となり、配・給水費が1.11%、業務費が6.80%、総係費が28.50%、それぞれ減となりました。

営業収益から営業費用を差し引くと2190万5190円の営業損失となり、前年度と比較して149万88円、7.30%の損失増となり、営業損益は悪化いたしました。

今後も給水収益の極端な増収は見込めないことから、より一層の経費削減に取り組み、営業収支の改善を図っていきたいと考えておりますが、電気料金の高止まりや委託費、材料費の上昇などが予想され難しい状況でございます。

3 営業外収益は、受取利息、他会計補助金、資本費繰入収益、原子力立地給付金等の雑収益及び減価償却に応じて取得時の補助金等を収益化する長期前受金戻入などで、前年度と比較して462万5056円、2.67%の減となりました。

このうち他会計補助金は、統合水道に係る普通交付税措置額分と簡易水道事業分の企業債の令和4年度分償還金利子分のうち簡易水道債分の50%、過疎債分の70%などの合計であり、資本費繰入収益は、簡易水道事業分の企業債の令和4年度分償還金元金分のうち簡易水道債分の50%、過疎債分の70%の合計であり、繰入基準に準じた額を繰り入れております。

この資本費繰入収益は、未処分利益剰余金を処分するときに、積立金へ積み立てる処分を行い、後年度における資本的支出の財源として充当することで、最終的には資本金に組入れることとなっております。

4 営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費と雑支出で前年度と比較して247万6259円、8.36%の減となりました。

企業債償還に係る利子分が減となったことがその主な理由であります。

雑支出の主なものは、消費税計算で、特定収入となる他会計補助金分の消費税分を雑支出として処理したものであります。

5 特別利益、6 特別損失はありませんでした。

当年度純利益は1億1975万6527円となり、前年度と比較して1230万7348円、9.32%の減となりました。

この当年度純利益と前年度繰越利益剰余金2億4568万7191円と今年度の資本的支出に補填した減債積立金5934万2000円と建設改良積立金1475万3175円の合計であるその他未処分利益剰余金変動額7409万5175円との合計4億3953万8893円が令和4年度末における未処分利益剰余金となりました。

次に、4ページをお開きください。

水道事業剰余金計算書について御説明いたします。

左側の資本金につきましては、前年度の剰余金処分の議決により、受贈財産評価額分1万550円と建設改良積立金取崩し額分1億1310万7407円の合計1億1311万7957円を組み入れ

た結果、令和4年度末における資本金は19億6832万759円となりました。

資本剰余金は、桜ヶ丘配水池に隣接する市有地を管理道路として水道用地とした分の評価額1万550円を資本金へ組み入れ、令和4年度末残高はゼロ円となりました。

次に、表の右側、利益剰余金のうち減債積立金は、新たな積立はなく、5934万2000円全額を資本的支出の補填財源としたことから、令和4年度末残高はゼロ円となりました。

建設改良積立金は、議決に基づき1億円を積み立て、令和4年度において1475万3175円を資本的支出の補填財源としたことから、令和4年度末残高は7億9027万5418円となりました。

結果、令和4年度末における積立金は、建設改良積立金の残高のみとなりました。

次に、未処分利益剰余金につきましては、令和3年度末における未処分利益剰余金4億5879万4598円から資本金への組入れを1億1310万7407円、建設改良積立金に1億円積み立てたことにより、処分後残高は2億4568万7191円となり、減債積立金と建設改良積立金を資本的支出の補填財源として取崩した分と、当年度の純利益1億1975万6527円を加算した当年度末残高は4億3953万8893円となりました。

次に、下段の令和4年度の剰余金処分計算書（案）につきまして御説明いたします。

資本金につきましては、資本的支出の補填財源として取り崩した減債積立金と建設改良積立金の合計額を資本金へ組み入れる処分案としました。

また、未処分利益剰余金につきましては、当年度末現在高から資本金へ組み入れた分を減額し、令和4年度に受け入れた資本費繰入収益額と同額を後年度の起債償還元金の財源とするため減債積立金へ積み立て、さらに後年度の資本的支出の財源を確保するため、建設改良積立金へ1億円積み立てる処分とし、処分後の未処分利益剰余金残高を1億9223万3486円にしようとして第3回定例市議会において議案提出し、議決していただきました。

次に、5ページの貸借対照表について御説明いたします。

資産の部の1固定資産につきましては、19ページをお開きください。

固定資産明細書により御説明いたします。

初めに、当年度の増加額及び減少額について御説明いたします。

有形固定資産の土地、立木につきましては、増減はありません。

建物の増加額は、桜ヶ丘配水池管理棟改修工事と第9配水池改修工事の2件分でございます。

構築物の増加額は、桜ヶ丘配水池外構整備工事、尻無第2浄水場管理橋架替工事及び市道栄町4号線外1線、市道上原桐野線1工区及び2工区、市道瀬之浦下線のそれぞれの配水管布設替工事と令和3年度に実施し建設仮勘定としていました桜ヶ丘配水池外構整備工事の分でございます。

構築物の減少額は、配水管布設替工事における既設管の撤去による除却額でございます。

機械及び装置の増加額は、新設した量水器分であり、減少額は、廃止された量水器の除却額です。

次に、建設仮勘定の増加額は、県道脇本赤瀬川線配水管仮設工事分であり、減少額は、令和3年度で実施した桜ヶ丘配水池外構整備工事を構築物としたものでございます。

この結果、令和4年度末の有形固定資産現在高は87億1537万8402円となり、この額から減価償却累計額を差引いた49億8171万3915円が有形固定資産合計額です。前年度と比較して1億5168万8870円、2.95パーセントの減となっています。

無形固定資産、投資はどちらも前年度からの増減はありませんでした。

5 ページにお戻りください。

5 ページの左側中ほどですけれども、固定資産合計は、49億8242万1415円となりました。次に、2 流動資産についてでありますけれども、(1)現金預金は前年度末と比較して1356万4412円、1.13%の減となりました。

(2)未収金は744万4760円ですが、貸倒引当金を17万2000円引き当て、727万2760円となり、引当前の額で前年度末と比較すると77万9060円、11.69%の増となりました。その内訳は、現年度分の未収給水収益2,197件、584万1180円、83万880円増、過年度分の未収給水収益587件、160万3580円、5万1820円減であります。

(3)貯蔵品は量水器62個分であります。

流動資産合計は、前年度末と比較して1275万8167円、1.05%の減であります。

資産合計は、前年度末と比較して1億6444万7037円、2.59%の減となりました。

次に、右側の負債の部であります。

3 固定負債のうち、(1)企業債は1年以内に返済期限の到来しないものであり、(2)他会計借入金はなく、(3)引当金は修繕引当金であり、固定負債合計は、前年度末と比較して1億7123万6643円、9.11%の減となりました。

4 流動負債のうち、(1)未払金は、旧簡易水道施設中央監視制御及び計装設備保守点検業務委託料、上水道中央監視制御及び計装設備保守点検業務委託料、未払消費税などが主なものでございます。

(2)預り金は、過誤納金と株式会社ゆうちょ銀行の担保金でございます。

(3)企業債は、令和5年度に返済する予定の企業債であります。

(4)引当金は、賞与等引当金であり、令和4年度末職員に対する令和5年6月支給見込の期末勤勉手当相当分及び法定福利費のうち令和4年12月から令和5年3月までの勤務に係る額を令和4年度費用として計上したものであり、この引当分については、令和5年6月支給の期末勤勉手当及び法定福利費に引き当てております。

流動負債合計は、前年度末と比較して6094万8240円、22.84%の減となりました。

5 繰延収益のうち(1)長期前受金は、これまでの減価償却に相当する分を収益化した長期前受金収益化累計額を差し引き、繰延収益合計は、前年度末と比較して5201万8681円、4.65%の減となりました。

負債合計は、前年度末と比較して2億8420万3564円、8.70%の減となりました。

次に、資本の部の6 資本金は、前年度に取り崩した建設改良積立金と資本剰余金を資本金に組み入れたことにより1億1311万7957円、6.10%の増となりました。

次の7 剰余金のうち(1)資本剰余金は、桜ヶ丘配水池に隣接する管理道路分の受贈財産評価額1万550円を資本金に組み入れたためゼロ円となりました。

次の(2)利益剰余金は、イ減債積立金ゼロ円、ロ建設改良積立金7億9027万5418円、当年度末処分利益剰余金4億3953万8893円となり、利益剰余金合計及び剰余金合計とも前年度末と比較して663万8570円、0.54パーセントの増となりました。

資本合計は、前年度末と比較して1億1975万6527円、3.89%の増となりました。

負債資本合計は、資産合計と同様に、前年度末と比較して1億6444万7037円、2.59%の減となりました。

次の6 ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記などを記載してございます。

次の7ページから9ページは、先ほど御説明申し上げましたとおりです。

10ページをお開きください。

10ページには、漏水防止工事の件数、水道メーターの新設、取替等の件数、水道事業における業務量について掲げてございます。

10ページの右下に記載しましたとおり、令和4年度における1立方メートル当たりの供給単価は145円30銭、1立方メートル当たりの給水原価は145円06銭となりました。わずかではありますが、供給単価が給水原価を上回る結果となりました。

11ページは、事業収入及び事業費用に関する対前年度比較。

次の12ページは、未収金及び未払金に関する事項と重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況であります。

13ページは、期中に現金がどのように増減し、期末にいくら残っているのかを示すキャッシュ・フロー計算書であります。

資金期末残高は、期首残高より1356万4412円、1.13%の減となりました。

14ページから18ページは、収益的収支の明細書と資本的収支の明細書でございます。

19ページは、先ほど御説明しました固定資産明細書であります。

20ページは、旧上水道事業において借り入れた企業債明細。

21ページは、旧簡易水道事業において借り入れた企業債明細と両方の合計の企業債明細書であります。

以上で、令和4年度阿久根市水道事業会計決算について説明を終わります。

よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺久治委員

聞き漏れがあったらすいません。確認したいんですけれども、送り出した水とメーター器に上がってる水の漏水率ですね。令和4年度の漏水率というのがわかりますか。

垂水道課長

決算書の10ページをお開きいただければ、その(ア)給排水補修工事として漏水防止工事を行った給配水管の口径の区分において、あと給水装置ごとに件数を掲げてございます。

漏水工事の75ミリ以上7件、50ミリ以下が5件、給水装置における漏水、これは主に止水栓の破損とか停水できない状態になっている状態での水漏れ等でございますけれども、これが71件、合計の83件というふうを集計をしております。

渡辺久治委員

それではなくて、配水管に送り出した水とメーター器によってどれくらい漏水があったかという、漏水が何%ぐらいあったかなということは、前は、そういうのがあったような気がするんだけど、いかがですかね。

垂水道課長

決算書におきましては、10ページの右側のところに、集計したものでございますけれども、配水量に対して、有収水量が幾らであったか、有収率が幾らだったかというのを、令和3年度と令和4年度を比較して計上してございますが、有収水量というのは、配水した

ものに対して無効水量と有効水量がございまして、無効水量というのは漏水等の不明水量及び料金の減免の対象となったものでございますけれども、この無効水量という集計は、令和4年度におきましては57万4733立方メートルと集計をしております。残りが有効水量でございますので、残りの有効水量が294万1688立方メートル。これから有収水量、料金の徴収の対象となった水量が10ページの表の年間の有収水量となっております274万1671立方メートル。これが有収率で計算すると77.97%と集計いたしました。

渡辺久治委員

77.97%ですね。ありがとうございます。

竹之内和満委員

決算書の3ページ損益計算書。もう一つ、決算審査意見書の15ページでいいですかね、比較損益計算書がございまして。令和2年度に簡易水道事業と統合して、統合するまでは収支がよかったんですが、一気に収支が悪くなったと思っています。

ほとんど補助金だよりだった簡易水道からすれば当然のことだと思っておりますけれども、実際、損益計算書を見ても、営業損失、営業収益から営業費用を引いた損失が2190万5190円になっています。当期純利益が出るというのは、結局営業外収益の金額で何とかプラスに、結構大きなプラスなんですけど、他会計の補助金とか、資本費繰入収益、長期前受金収入、これらを含めた上でやっと経常利益が1億1975万6527円になるということになります。

でも実際は、やっぱり営業収益、営業費用の差額で、本来ならプラスにすべきだと思いますが、でも実際は結構難しいかなと思うんですが、そうなればマイナスをできるだけ減らさなきゃいけないんですが、それは今後の展望はどうでしょうか。

垂水道課長

竹之内委員がおっしゃられるように、簡易水道を入れたことによって赤字が発生したのは、決算を見ても明らかでございます。

一番主な理由としては、営業費用の中の減価償却費が大きくなったことでございます。減価償却費は、言うなれば非資金。お金は、実際は費用として支払うことはないですけれども、費用計上するものでございます。これを元に、先ほど説明しました資本的支出の財源に充てていくんですけれども、今後におきましては、この減価償却費を全て営業収益が賄い切れていないということになりますので、今後、資本的支出、配水管の布設替等々の財源が徐々に少なくなっていくということが想定されるところでございます。

その少なくなっていく額も、2000万円とすると1億円に対しては5年あるともう経常収益もなくなるということも想定されますので、水道事業としては、経費の一層の削減を図るというふうに今努力を続けているところでございますが、どこかの時点で、市民の皆様は料金の改定という話もしなければならなくなる可能性もゼロではないですけれども、現状のところでは、御指摘いただいたように経常収益を上げておりますので、何とか水道事業としては、努力を継続して水道料金を上げなくて済むような経営の方法を探っていきたいと考えているところでございます。

竹之内和満委員

実際、簡易水道を統合する前は営業利益が出ていたと思うんです。やっぱりこう見れば、減価償却が2億2000万円あるので、特に、簡易水道と統合したときに一気に減価償却が増えて、一気に悪くなったという感じですので。ただ、決算審査意見書のほうの比較の中で、実際、営業収益の中の給水収益、これが令和3年度が4億704万6085円だったものが、令和

4年度は3億9836万4376円と868万1700円減少しております、給水収益自体が。これはどんな理由があるんでしょうか。

垂水道課長

これはもう人口減、給水戸数の減、あるいは使用水を節約するような設備の導入とか、いろんな要因がございますけれども、どうしても請求できた金額がここまでだということになります。

水道事業の場合は、請求したものは全て給水収益として損益計算上上がりますので、これを先ほど申し上げた未収分、きちっと回収していくことでこれに近づきますけれども、どうしても下がっていく分についての理由としては、お使いいただく量が減ったということではございません。

竹之内和満委員

今、未収入出たんですが、この審査意見書の次のページ。比較貸借対照表があるんですが、流動資産の中の未収金727万2760円。これは令和3年度からしたら78万1000円増えております、未収金。これは、理由は何でしょうか。

垂水道課長

大きく増えた理由は、やはり現年度分。3月に請求したものが3月末までに入っていないと、これはどうしても未収金として決算上あがります。それが4月の頭に入ってきて、それはもう未収金として次は未収金の収入を消していくということになります。

ちなみにですけれども、令和5年現在、9月30日現在の令和4年度分。言えば当年度分であったもの。今では過年度になっていますけれど、それにつきましては既に584万1180円未収がございましたけれども、561万4170円収入しておりますので、令和4年度分の未収としては、あと22万7010円残っているという状況でございまして、この未収金の額が入ってくるタイミング、一番大きいのは3月の30日・31日が土・日とかになると、金融機関の決済が翌月に回るとかということは大きな影響を受けるところでございまして、ほかの過年度分滞納につきましては、現在のところ徐々に減らしていつているという状況でございませぬ。

竹之内和満委員

理解できました。できるだけ未収金がないようにお願いします。

それと、比較損益計算書の費用の部の原水費。給水したものを飲める水にするための費用ですが、原水費が令和3年度からしたら427万760円多くなっているんですね。令和4年度9919万8800円。これはどういう理由でしょうか。

垂水道課長

原水費の一番大きなものは動力費、いわゆる電気料でございませぬ。ほぼほぼこの大きくなった原因は、電気料の高騰によるものと我々も把握をしているところでございませぬ。

竹之内和満委員

あと、いつも聞いている有収率。水道水はちゃんとお金に、料金などの収入と計上される有水率です。令和3年度77.55%が令和4年度77.97%で、0.42ポイントは改善してはいるんですが、でもその前は80%以上90%近くあったんです。一番の原因は漏水だと思うんですが、ただ若干改善した理由は何でしょうか。なんか取組をしたとか、あるんでしょうか。

垂水道課長

御指摘のとおり、以前は80%を超える有収率を上げた時期もございましたが、やはりこ

れも簡易水道区域を含めての有収率になりましたので、簡易水道区域のを引き取ったときの配管の改善がまだ行われてない地区が結構残っているということ、イコール漏水が発生している可能性が大きいということで、毎年計画的に資本的支出をしておりますけれども、これを徐々に簡水区域を広げて修繕をしておりますので、若干であります改善に向かってきていると理解をしております。

令和4年度におきましても、市街地においては1件です、漏水工事をした、配水管布設替をしたのは。ほとんど簡水区域を重点的に行っておりますので、それがいい数値のほうに結果を出してくれているのではないかと考えているところでございます。

竹之内和満委員

分かりました。今後ともぜひ頑張ってください。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第6号の審査を一時中止します。

〔水道課退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時34分～午後2時45分)

〔財政課入室〕

○ 認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号を議題とし、財政課所管の事項について、審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

猿楽財政課長

認定第1号について、総括的な事項と財政課所管に係る事項を御説明申し上げます。

初めに、総括的な事項についてであります。令和4年度一般会計におきましては、令和3年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済及び市民生活の支援等を通じた地方創生に資する各事業に取り組んだこと。

サンセット牛の浜景勝地の道の駅整備に向け、基金の積み増しを行うとともに、番所丘公園オートキャンプ場の整備など観光を基軸とするまちづくりに取り組んだこと。

U I J ターン者で市内企業に就労した方の賃貸住宅家賃の一部補助や新たな販路としてのECサイト構築やホームページ開設の補助などを行い、市内企業への支援に取り組んだこと。

出産・子育て応援交付金事業を実施し、妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談経済支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援に取り組んだこと。

新規就農者育成総合対策事業等による農業後継者の定着と確保に努めるとともに、漁業用機器等の修理に要する経費の一部を補助するなど、漁業者の継続的な操業の支援に取り組んだこと。

学校施設の長寿命化を進めるなど学習環境の整備を推進するとともに、ICT機器の活用による教育環境の向上を図り、学力向上や情報活用能力の育成に取り組んだこと。

ゼロカーボンシティ宣言に基づき、地域の脱炭素化に向けて、地域内再生可能エネルギー関連事業に取り組んだことなどを含め、ふるさと阿久根を次の世代につなぐため、市民福祉の向上を目指し、各般の施策に取り組んできたところであります。

それでは、決算に関する説明書に基づき、まずは、一般会計における総括的な事項について、その概要を御説明申し上げます。

決算に関する説明書の1ページをお開きください。

令和4年度会計別決算総括表であります。一般会計の歳入総額は140億7629万9648円、歳出総額は135億4197万3126円であり、形式的な収支である歳入歳出差引額は5億3432万6522円であります。

この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源の367万9000円を差し引いた実質収支は5億3064万7522円であり、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億363万5688円のマイナスであります。

さらに、この単年度収支に財政調整基金への積立金の3億7235万1766円と繰上償還金の2億3619万9988円を加え、同基金の取崩額の3億7233万5000円を差し引いた実質単年度収支は3258万1066円となりました。

なお、表の区分のD欄ですが、翌年度へ繰り越すべき財源であります。さきの令和5年第2回定例会において報告しました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰越して実施することとした産地づくり対策事業など11事業の一般財源の合計額であります。

次に、2ページ及び3ページの普通会計に係る経常収支状況について御説明申し上げます。

これは、毎年度、総務省において実施される地方財政状況調査における統計上のルールに従って決算額を分類したものであります。歳入歳出とも、一般会計の決算額と1536万円余りの差がありますが、これは地方財政状況調査の作成ルールに基づき一般会計で支出した後期高齢者医療特別会計に係る委託料等の一般会計負担分について特別会計に振り替えたことなどによるものであります。

2ページの歳入についてであります。令和4年度における歳入合計は140億6093万円であり、うち地方税や普通交付税等の経常一般財源は66億4685万9000円であります。

次の3ページ、性質別歳出の状況についてであります。歳出合計は135億2660万4000円であり、このうち人件費の決算額は、消防団員の報酬改定などの影響もあり2464万7000円の増。

扶助費は、子育て世帯等臨時特別支援事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の縮減により4億4922万4000円の減。

公債費は、地方債の繰上償還により1億3649万1000円の増となり、義務的経費全体では2億8800万6000円の減。構成比は0.5ポイントの減となっております。

また、その他の経費では、物件費は、旧国民宿舎及び老人福祉センター解体工事の皆減などにより、前年度に比べ2億3501万1000円減の15億2119万5000円。

補助費等は、プレミアム付商品券交付事業などにより3億196万2000円増の18億1451万8000円。

積立金は、減債基金の積立金が2億7994万4000円の減となったことなどにより1億2407

万8000円減の12億195万7000円となりました。

投資的経費では、建設事業費は前年度と比較して2億1659万1000円減の16億9708万円であり、うち災害復旧費は1億1569万2000円減の8787万5000円となりました。

次に、表の中ほどの列の下から3段目の経常収支比率についてであります。経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、令和4年度は92.7%となり、前年度より7.1ポイントの増となっております。

これは、歳出に充当する経常一般財源が昨年度より2億1849万4000円増加しており、また、歳入における経常一般財源においては、総額で2億9570万円減少したことから、経常収支比率が上がったものであります。

その他、財政力指数や実質収支比率などの財務指標については、監査委員の審査意見書の4ページから5ページに記載してあるとおりであります。

また、財政の健全化を判断する指標の一つである将来負担比率は、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載されており、算定値なしであることから、令和4年度評価はA評価となっております。

その他の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれも早期健全化基準に達しておらず、これらのことから本市の財政の健全性は保たれていると言えます。

次に、決算に関する説明書の4ページ及び5ページは、一般会計における款別の決算状況でありますので、それぞれ所管の課等において説明がなされたところであり、説明は省略させていただきます。

次に、財政課所管分の歳入歳出決算について申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書から御説明申し上げます。

成果説明書の5ページをお開きください。

財産管理一般事務につきましては、旧阿久根市パン工場解体工事及び旧大川保育所解体工事を実施し、解体後の用途については地元行事においての有効活用や財産処分による自主財源の確保につなげようとするものであります。

次に、決算の主な内容について、決算に関する説明書により御説明いたします。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算に関する説明書の34ページをお開きください。

第2款総務費1項5目財政管理費は、公会計制度に基づく財務諸表連結等支援業務が主なものであります。

次に、7目財産管理費のうち、12節委託料は、普通財産の除草作業や土地境界の測量業務等が主なものであり、14節工事請負費は、先ほど申し上げた2件の解体工事費が主なものであります。

24節積立金は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金及び市民交流施設整備基金に積立てを行ったものであり、内訳は備考欄に記載のとおりであります。

次に、81ページを御覧ください。

第12款公債費1項公債費は、市債の償還金元金と利子であります。なお、令和4年度末の市債残高は、監査委員の審査意見書の21ページに記載してありますが、前年度と比較して約5億4900万円減となり、116億5197万円余りとなったところであります。

次に、第14款予備費については、監査委員の意見書の22ページに記載してありますが、

緊急を要した施設の修繕など延べ15件で、1,001万円の充用を行っております。

以上で歳出についての説明を終わり、次に、歳入の主な内容について御説明いたします。決算に関する説明書は8ページを御覧ください。

第2款地方譲与税は、前年度比1366万9000円の減であり、主な要因は2項自動車重量譲与税が1123万1000円の減となったものであります。

次に、第7款地方消費税交付金は、前年度比110万円の減となりました。

次に、第8款自動車税環境性能割交付金は、前年度比165万5000円の減となりました。9ページを御覧ください。

第9款地方特例交付金は、前年度比197万4000円の減となっております。

第10款地方交付税は、前年度比4,808万円の減であり、内訳については普通交付税が7,576万円減、特別交付税が2,768万円増となりました。

次に、21ページを御覧ください。

第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち財政課所管は、現年度分の土地の貸付収入821万4520円であり、主なものは桑原上工業団地の貸付料566万円であります。

なお、収入未済額は7名の未納分ではありますが、総額524万5918円となり、前年度より56万4250円の増となっております。

次に、2目利子及び配当金のうち財政課所管分の基金利子については、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金及び市民交流施設整備基金に係る分であります。

また、株式配当金は、21万7500円ですが、内訳については株式会社南日本放送が18万円、株式会社南日本銀行が3万7500円であります。

23ページを御覧ください。

第17款寄附金のうち財政課所管分は、1項1目一般寄附金1,000万円であります。

24ページを御覧ください。

第18款繰入金1項基金繰入金のうち財政課所管分は、1目財政調整基金繰入金、4目施設整備基金繰入金、12目市民交流施設整備基金繰入金であり、それぞれ繰り入れたものであります。

なお、定額運用基金を除く各種基金の現在高については、監査委員の審査意見書37ページに掲載してありますので御参照ください。

決算に関する説明書は26ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち財政課所管分の区市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじ等の売上げ収益金の中から交付されたものであります。

31ページを御覧ください。

15目臨時財政対策債の収入済額は、前年度より2億1110万2000円の減となり、これは国において、地方税収の増額を背景に発行可能額が大幅に抑制されたものであります。

以上で、歳入歳出決算額について説明を終わり、次に、財産に関する調書についてありますが、監査委員の審査意見書の34ページから37ページにかけて、土地、建物のほか、財産の種類ごとに令和4年度中の増減内訳などについて記載してありますので御参照いただき説明を省略いたします。

基金の運用に関する調書は、土地基金などの定額運用基金の運用状況について、審査意見書の38ページ及び39ページに記載してあるという説明をさせていただいております。

〔発言する者あり〕

その説明を監査意見書の意見書を見てくださいということで説明しました。運用につきましては監査意見書、別冊があるんですけどもそちらに記載してございます。

よろしいですか。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様方もよろしいですか。

白石純一委員

基金の調書のどこと、何ページと、監査意見書の何ページを見ればいいですか。もう一度お願いできますでしょうか。

濱田洋一委員長

課長もう一度いいですか。

猿楽財政課長

基金の運用に関する調査につきましては、土地基金から夢みらい奨学金まで全て1ページごとに載せてあるんですけども、そのまとめたものとしたしまして、この運用状況、監査委員の意見書の38ページから39ページかけて、同じ内容のものをまとめて載せてございます。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

開いてもらって、ほかの委員の方々もよろしいですか。

〔白石純一委員「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

〔白石純一委員「すみません、監査委員の監査調書は番号でいうと何番ですか」〕

〔「216の2です」と呼ぶ者あり〕

〔白石純一委員「の30何ページでしたっけ」と呼ぶ〕

〔「37ページ」と呼ぶ者あり〕

猿楽財政課長

いえ38から39です。

〔「37が表で、38からが意見ですね」と呼ぶ者あり〕

表自体は、すみません。分かりにくくて申し訳ございません。この表と申しますか、基金の運用に関する調書については表で載せてありますけれども、土地基金につきましては、この基金の関する調書についての1ページに表が載っている。

続きまして、国民健康保険高額療養費の貸付け基金が2ページ。続いて阿久根奨学金貸付け基金につきましては3ページに表を載せている。次の4ページ目に阿久根市肉用牛特別導入事業基金を掲載しており、最後5ページ目に濱風ゆめみらい奨学金の貸付基金を載せています。

それぞれの詳細意見につきましては、先ほど申し上げました監査委員の意見書の38から39ページにおいて掲載をしているというところでございます。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

白石純一委員

その監査委員の意見書の中で、問題を指摘された、問題というか注意をすべきあるいは問題だと指摘されたところをちょっと説明してもらえますか。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時7分～午後3時9分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

猿楽財政課長

財産に関する調書についてであります。監査委員の審査意見書の34ページから37ページにかけて、土地、建物のほか、財産の種類ごとに令和4年度中の増減内訳などについて記載してありますので、御参照いただき説明を省略いたします。

次に、基金の運用に関する調書についてでありますけれども、土地基金などの定額運用基金の運用状況については、審査意見書の38ページ及び39ページに記載してありますので、その記載内容をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上で、認定1号に係る令和4年度一般会計決算に関する総括的な事項と財政課所管に係る主な事項についての説明を終わります。

よろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

ただいま説明にありました監査委員の審査意見書の中で、これは財政課として特に注意したい、議員にも知っていただきたいというところがあれば、そこを教えてください。

猿楽財政課長

全体的にですか。意見書においての全体的なところですか。

白石純一委員

意見書の中で、財政課として深刻に受け止めたところがあるのか。そしてそれを議員に知ってもらいたいところがあるのか。そうした点があればどの部分かを教えてください。

猿楽財政課長

一般的なことだと思いますけれども、ここに書かれている意見書については、決算の主な全体的な状況を踏まえたそれぞれの結果であったり、あるいは分析であったりというのを総括したものでございます。

一つ一つを言えば、先ほど私が説明したような歳入においてあるいは歳出においての総括的なことであったりとかというところなんですけれども、一番、監査委員の意見としては、最後のページ結びにというものがございます。この意見書で言えば、40ページからになりますけれども、最初の分です。

令和4年度の一般会計における決算額については、歳入総額が歳出総額幾らでというのを書いてありますけれども、これがまずは5億3064万7522円の黒字となったという現況です。

令和3年度の実質収支等、これは現況に従った結果を書きいただいているところなんですけれども、それぞれ2段落目の財政運営の弾力性の目安の一つとされる経常収支比率

です。経常収支比率は2日ほど前に新聞にも掲載されましたけれども、令和4年度が92.7%、対前年度7.1%上昇した。これはどうなるかといえば、経常収支比率というのは100に近いほどその膠着率が高いと言われております。なので、かなり余裕のない決算の状況である。というのが、分母に来るのが市税とかあるいは普通交付税という財源標準財政規模と言われるものの分母の中で、義務的な経費がどれだけ占めるかという割合が、前年度比かなり高くなっているというところで、これの原因としては、まずは歳入において地方交付税の中の普通交付税が下がっている。あと一つは、臨時財政対策債という、これは地方交付税の普通交付税に足りない分をこの臨時財政対策債でお金を借りるというものなんですけれども、そこが国における地方税の収入がたくさんあったので、それを普通交付税に少し回したところ、臨時財政対策債が減ったというのもあるんですけれども、市の普通交付税というのは、やはり人口の減の影響等により減っているというところで、一方で歳出においては膠着しているというのが、前年度歳出の割合よりも歳入が減ってるからちょっと経常収支比率が高くなってんだよというところが全般的な見方でございます。

あとは、依存財源が0.36というのもこれは高い。高ければ高いほど自分の自主財源のやりくりというのにつながるわけでありますが、相変わらず苦しい状況であるというところでもありますけれども、健全化判断比率というのがありましてそれぞれの指標があり、そのものについてはそれぞれ、まだ深刻な状況ではなく、健全さを保っているという結果を書いてございます。

また、懸念というか今後の行く末としては、道の駅の整備やあるいは図書館の整備とインフラとか施設にかかるお金が今後かさんでくるということの動向もあって、今の財政状況からすれば、今後、少し厳しい状況にあるというふうな意見を書かれており、そのように私ども分析しているということでございます。

全般的にはそのようなことを書いてございますので、そのことを軸に、今後、決算をさらに分析し、来年度予算の編成、決算で審議されたことを参考に、あるいは、十分に聞いたことを各所管課とも協議しながら予算編成に向かっていきたいとも考えております。

少し長くなりましたがこのようなことでございます。

竹原信一委員

教育委員会に聞いたら財政課に聞いてくれという話で、伝わっていると思いますけれども。公有財産と備品というものの違いといいますか、扱い。処分まで含めて、どういうふうに違えてあるのか教えてください。

猿楽財政課長

教育委員会でのお話だと思うんですけれども、備品というのは、市の財産規則もございましてけれども、先に教育委員会からの説明があったとおり、所管課において備品台帳を備えて管理する。また、それについて分類とか番号とかをきちんと管理し、所管課において、年数が経ってしまう、あるいは、耐用年数の経過で、また備品台帳の廃棄、あるいは購入したものはまた新規でつくっていくということなんですけれども。

一方、公有財産購入費で購入したものというのは、事務上の手続というのはございません。というのが、管理台帳に付するとかというのはないんですけれども、ただ、公有財産購入費というのは、もちろん市の施設・設備の一部を形成するものであり、当然、各設備というのは、設置管理条例に基づく運営や管理というのは義務づけられているという中において、当然購入したものについてもきちんと整備や管理というのをしなければならない

ものですので、それに、比較的金額の大きいものが多いですので、教育委員会の場合はバスケットゴールだったと思うんですけども、日頃からの維持管理というのは責任を持って行うというのが当たり前のことですので、それをもって管理する。当然、それぞれ耐用年数によって老朽化も進むと思いますので、使うのに支障を来したりという時期において、改めて予算を計上し購入するというところで、古いものは廃棄するというところで、公有財産購入費は管理をしてございます。

竹原信一委員

備品はその課においてといたしましたけれども、公有財産の場合の目録みたいなものは、どこで管理しているんですか。

猿楽財政課長

今のは、財産購入費で一部管理してあるものを言ったんですけど、そもそもが公有財産というのは、不動産であったり、あるいは、動産の中でも権利関係だったりということになるんですけども、そういうのは公有財産台帳というものがあります。主に不動産、土地家屋というのが主であって、各課にそれは備え付けなければならない。これは義務化されておりますので、その中において、例えば、施設の中のバスケットゴールを例でいえば、財産台帳の施設、校舎内にある一つの設備として購入したものであって、それを廃棄するというのは別段事務上の手続はないと申しましたけど、起債とか何とかというのはないんですけども、各所管においては、義務づけはないけれどもきちんと大きな品物については、いつ購入したという台帳はつけているところもあると聞いております。

竹原信一委員

今話をまとめますと、備品には台帳がある。公有財産にしたものには台帳すらないと。しかも、その管理は担当課でやっている。これでよろしいですか。

猿楽財政課長

ちょっと説明が下手だったかもしれません。財産台帳、公有財産の台帳というのは、登録の必要があり、また、施設そのものについては設置管理条例というので義務づけられているというところです。なので、その台帳の中に含まれる一部の公有財産購入費で購入したものとしての管理というところで、別記して台帳に出すということではございません。

とにかく公有財産である市有財産というものの廃棄あるいは取得というのは、金額によっては議会に諮らなければならないのもありますので、そのような処理をしているということなんです。

竹原信一委員

だから今のあなたの説明のとおりですよ。

例えば放送設備なんかも、多分公有財産に入れるんでしょうよ。そうしたものについては、さっきは台帳があると言ったり、ないと言ったり。実際は台帳を作るんですか、作らないんですか、公有財産について。台帳を、さっきあると言ったような感じがしたけれども、何かなさそうだし。どうなんですかね、そこは。

猿楽財政課長

買ったバスケットゴールを例に言えば、それは台帳に、個別で載せませんというところです。財産台帳にはということなんです。

竹原信一委員

公有財産は、台帳には載せない。何か言いましたよね。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後 3 時23分～午後 3 時28分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

竹原信一委員

備品購入財産の件は曖昧なところを感じましたけれども。

次に、これも教育委員会の件なんですけれども、例えば、給食費の材料が物価高騰によって変動して、質が落ちてしまうようなことが起こりかねない状況が今起こってるわけですよ。

そうしたときに、どうするんですかと言ったら、今度は努力します。現場の努力に任せるといような発想が教育委員会にあるわけなんですけれども、これは流動的に補填して、レベルを維持させる必要があると思うんですけれども、そのための原資というものを、基金というようなものをつくったり、そのシステムとしてですよ、財政上のシステムとして、弾力的に給食の質を維持する方法というのはつくることのできるんじゃないかと思うんですけど、その辺についての財政的な仕組みとしてできないものかどうか考えていただきたいんですよ。

猿楽財政課長

財源としてお伺いされていると思うのでお答えしますけれども、この件につきましては、以前の一般質問等でも、給食費等の助成、補助等については議論がなされているところです。その中において、確か答弁の中では、可能性があるとすれば地域振興基金という基金があります。それを財源として今後考えていきたいという答弁があったかと思しますので、基金というのは、それぞれ特定目的の基金の中で一番適した使い方をすべきもので、大切に管理しているものですから、そういうのを使った事業の展開というのは十分考えられるのかなと思っております。

竹原信一委員

そういったものの運用の仕方について、何か固い枠組みがありそうな気がしてですね、現場のほうがですよ。物が高くなりました、質を下げられないんですけれどもと言ったときに、そこからぽんと、栄養士の人たちがちょっと材料費を上げるというようなことができる仕組みにはなれるんですかね。やり方があるのかどうか教えてください。

もう頭を切ってしまっていたら困るじゃないですか。これ財政の運用の仕方として、使い方として、仕組みとしてできるのか。

猿楽財政課長

給食費に関する手法あるいは財源のこと、運用のことですので、私どもがこの場でどうこうというのは言えません。ただ、財源として準備できるものの可能性としては、いろいろなものがある。いろいろなものというか地域振興基金とかそういうのがあるということをおし上げておきます。

竹原信一委員

今、私が言いたかったのはそのルールがですね、財政そのもののルールが弾力的な即対

応できるような運用の仕組みがあるのかどうかということを知りたいです。

その現場のことについては分からないということで、向こうにまた聞きますのでいいです。そっちで思いついたら教えてください。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

所管課等への質疑は終了しました。

- **認定第1号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）**
- **認定第2号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）**
- **認定第3号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）**
- **認定第4号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）**
- **認定第5号 令和4年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）**
- **認定第6号 令和4年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について**

濱田洋一委員長

認定第1号から第6号までを一括して議題とします。

ここで、現地調査についてお諮りします。

現地調査の御希望がある場合は、例えば決算に関する説明書何ページ、何款何項何目、何々事業の何々の実施状況を確認したいというように、決算書のページ、款項目、事業や業務の名称、調査したい内容等をお知らせください。

現地調査の御希望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

現地調査が必要であるとの御意見がありませんので、現地調査は行わないことといたします。

ここで、再度、所管課等に出席を求めて質疑を行う必要があるかお伺いいたします。

所管課等への再質疑を希望される委員はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御希望がありませんので、再質疑は行わないことといたします。

ここで、総括した質疑についてお伺いいたします。

総括した質疑を行いたい事項がありましたら、ここで通告をお願いいたします。

なお、発言されるときには、決算書等の掲載されているページ、款項目節、事業や業務の名称、質疑の内容をお願いいたします。

それでは、総括した質疑の通告はありますか。

白石純一委員

何点かございます。

まず、主要事業の成果説明書の7ページ、2款1項8目、質問の趣旨もですか。

濱田洋一委員長

はい事業名も。

白石純一委員

1番下の現状と課題のところ、1番下の行、防災力の向上などがございますが、実際

停電が起きて本当に防災力が向上したかという点をお伺いしたいと思います。

濱田洋一委員長

今言われたのは、成果説明書の中の7ページ2款1項8目、1番下の現状と課題というところの文言にある、防災力の向上などの再生可能エネルギー推進による事業効果についてもということのどの部分でよろしいですかね。具体的に教えてもらっていいですか。

白石純一委員

防災力の向上です。

濱田洋一委員長

防災力の向上。このことについてお尋ねしたいと。

白石純一委員

はい。

濱田洋一委員長

この課題についての防災力向上に向けてどのように取り組むかというようなことですか。

白石純一委員

防災力向上などの事業効果について周知啓発する必要がある。防災力の向上が図られていないのではないですかと。

濱田洋一委員長

防災力向上の事業効果についてということですね。効果が出たのかどうなのかという。

白石純一委員

むしろ停電になって、あの施設がなければ停電になっていなかった可能性もあるのに、その施設の装置のせいで停電になったということでしたので、むしろ防災力が低下したのではないか。

〔上協議会事務局次長兼議事係長「防災力向上の事業効果があったと読めるが、実際には停電があった。その点どのように考えるかということですね」と呼ぶ〕

はい。

濱田洋一委員長

これだけでよろしいですか。

白石純一委員

ちょっと待ってください。

同じ主要成果説明書の118ページ、6款3項2目、ここで、やはり現状と課題の1番下、現状と課題ですね。アワビとアカウニについて云々ということで、種苗放流事業の在り方について検討していく必要があるとあるが、この栽培センターの譲渡によりどのような効果を期待しているのか。

濱田洋一委員長

もう一度お願いします。

白石純一委員

アワビ・アカウニについて、種苗の供給ができなくなり、種苗放流事業の在り方について検討していく必要があると記載があるが、譲渡によりどのような効果を期待しているのか。

濱田洋一委員長

次、お願いします。

白石純一委員

同じ成果説明書の121ページ、これも現状と課題で、1番下の行、交付金の交付要件を満たす漁業後継者が非常に少ない状況のため、制度の見直しを検討する必要があるとあるが、もともと漁家の後継者以外に新たな新規就業者を募集する考えはないか。広く全国に募集する考えはないか。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時42分～午後3時44分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上でよろしかったですか。

白石純一委員

もう少し、ごめんなさい。

同じ事業成果説明書の154ページ、8款5項1目、空き家活用支援事業で、令和4年度のまでの時限事業であったこの事業は、効果が現れているようであり、令和5年度以降も続けるべきではなかったのか。継続すべきではなかったか。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時46分～午後3時47分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにありますか。

白石委員はありますか。

〔白石純一委員「大丈夫です、以上です」と呼ぶ〕

ほかの委員からありますか。

渡辺久治委員

成果説明書の141ページ、寺島宗則旧家保存活用事業について、仏壇を旧家に置くことについての確認。

濱田洋一委員長

141ページ7款1項3目、事業名が寺島宗則旧家保存活用事業。この中で、もう一度この部分になりますかね。

渡辺久治委員

仏壇を旧家に置くことについての確認です。ずっと置いてるわけだよ4年度も。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時48分～午後4時9分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、ただいま通告のありました、白石委員から、成果説明書の7ページ2款1項8目、そして、同じく成果説明書の118ページの6款3項2目、同じく成果説明書の121ページ6款3項2目、同じく成果説明書の154ページ8款5項1目。

それから、渡辺委員からございました、成果説明書の141ページ7款1項3目。

このことについて、内容については整理をさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

このことにつきまして、総括した質疑を行うことといたします。

総括した質疑は明日行いますので、本日はこれにて延会いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(延会 午後4時10分)

決算特別委員会委員長 濱 田 洋 一